

我が国の文化行政

平成19年度

I 文化行政の基盤

1	文化庁の組織	1
2	文化芸術振興基本法	2
3	文字・活字文化振興法の制定	2
4	文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）	3
5	文化審議会	4
6	平成19年度文化庁予算の概要	5
7	地方公共団体の文化関係経費の推移	7
8	文化関係の税制	8

II 芸術創造活動の推進

1	最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援	10
2	「日本映画・映像」振興プランの推進	12
3	世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成	14
4	芸術祭の開催	15
5	芸術家の顕彰	16
6	企業等による文化芸術活動への支援	17

III 地域における文化の振興

1	こどもの文化芸術体験活動の推進	19
2	公立文化施設の活性化による地域文化力の発信・交流の推進	22
3	舞台芸術の魅力発見事業	23
4	国民の芸術文化活動への参加の奨励	24
5	美術館・歴史博物館の振興	26
6	芸術文化活動等を支える人材の育成	28
7	地域における伝統文化の継承・発展の支援	29
8	文化ボランティアの推進	30
9	「文化力」で地域を元気にする取組	30

IV 文化財の保存と活用

1	文化財の保護の仕組み	32
2	文化財分野における国際交流・協力の推進	44

V 新しい時代に対応した著作権施策の展開

VI 国語に関する施策の推進

1	国語施策の推進	50
2	外国人等に対する日本語教育の推進	51

VII 国際文化交流の推進

1	日本文化の発信の推進	52
2	文化庁の国際文化交流・協力事業	56

VIII 文化行政の情報化の推進／59

IX アイヌ文化の振興／61

X 宗教法人と宗務行政

1	宗教法人制度の概要	62
2	宗務行政の推進	63

XI 国立文化施設等／64

は じ め に

文化庁長官
青木 保



平成19年2月9日に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(第2次基本方針)が閣議決定されました。これは、平成13年末に制定された文化芸術振興基本法に基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するために政府として策定するもので、今後おおむね5年間を見通した、国の文化芸術振興の基本指針です。

私は、平成19年2月まで、文化審議会文化政策部会長として他の委員の皆様と一緒に討論を重ねて、この第2次基本方針についての答申をとりまとめました。この第2次基本方針では、人材育成や国際文化交流など、重点的に取り組むべき6つの事項を掲げております。いずれも現代日本文化を育て発展させるために欠かせないことばかりです。

魅力的で素晴らしい文化のある国は、世界から注目され敬意を表されます。豊かな文化は、人々に生きる喜びを与えます。世界を魅惑する文化を創造することは、国と社会の安定と発展を意味します。今こそ、この日本に住む一人一人が様々な形で力を合わせて豊かで魅力ある文化の国づくりをするときがきたと改めて強く感じています。

文化庁としては、第2次基本方針をすみやかに具体化することにより、我が国の「文化力」を高めて「文化芸術立国」が実現できるよう、全力を尽くしてまいります。

本冊子が、皆様にとって、文化行政への深い理解と文化芸術活動を行うときの一助となれば幸いです。

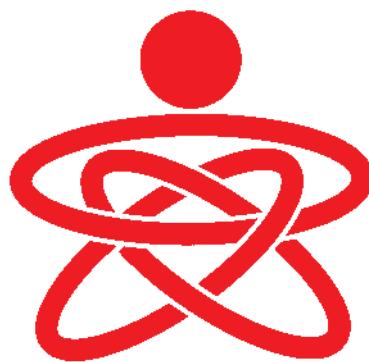
文化庁シンボルマーク

わかりやすく親しみのあるイメージを活用し、文化の重要性や文化施策への理解を増進するとともに、文化施策を広く内外に印象づけるため、平成14年12月に文化庁のシンボルマークを作成いたしました。

本シンボルマークは、一般公募により応募された作品527件(応募者数221名)の中から文化庁内において選考を重ね、決定いたしました。

文化庁の「文」の文字をモチーフに3つの楕円で、「過去・現在・未来」「創造・発展」「保存・継承」の輪をイメージし、芸術文化を創造し、伝統文化を保存・伝承していく人の姿(文化庁)・広がりを表現しています。色彩は日本伝統色の一つである「朱色」としました。

文化庁の催す行事や各種支援による公演等で表示していただくとともに、封筒、各種パンフレットなどにおいて表示することにより、文化を大切にする社会の構築に向けて活用してまいります。本シンボルマークを末永くご愛用いただけますよう、よろしくお願いします。

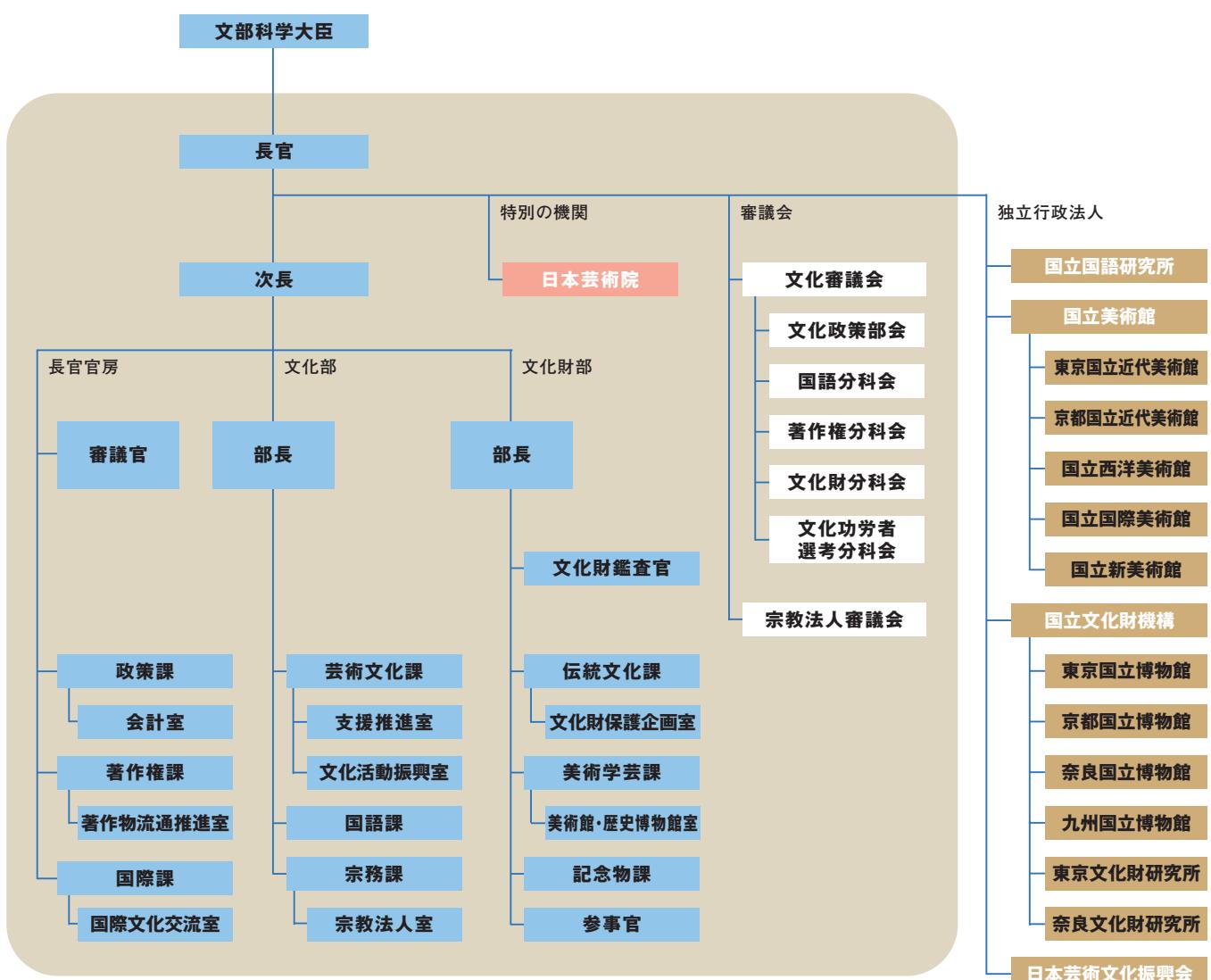


文化行政の基盤

1 文化庁の組織

文化庁は、昭和43年6月15日に文部省文化局と文化財保護委員会を併せて設置されました。現在、文化庁は、次のような組織をもって文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教法人に関する事務を行っています。

◆文化庁の組織 (平成19年4月1日現在)



2 文化芸術振興基本法

議員立法として「文化芸術振興基本法」が国会に提出され、平成13年11月30日に成立し、12月7日に公布、施行されました。本法律は文化芸術の振興に関する基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動を促進して、文化芸術の総合的な振興を図ることとしています。

法律の内容

第一章 総則（第1条～第6条）

目的（第1条）

心豊かな国民生活と活力ある社会の実現

文化芸術振興の基本理念（第2条）

- ・芸術家等の自主性尊重
- ・芸術家等の創造性尊重
- ・国民の鑑賞・参加・創造の環境の整備
- ・我が国及び世界の文化芸術の発展
- ・多様な文化芸術の保護及び発展
- ・地域の特色ある文化芸術の発展
- ・国際的な交流及び貢献の推進
- ・広く国民の意見の反映

国及び地方公共団体の責務（第3・4条）

国民の関心及び理解（第5条）

法制上の措置等（第6条）

第二章 基本方針（第7条）

文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府は基本方針を策定（文部科学大臣が案を作成）

第三章 基本的施策（第8条～第35条）

- ・文化芸術の各分野の振興
- ・地域における文化芸術の振興
- ・国際文化交流の推進
- ・人材の養成・確保
- ・国語・日本語教育の充実
- ・著作権等の保護・利用
- ・国民の鑑賞等の機会の充実
- ・学校教育における文化芸術活動の充実
- ・文化施設の充実
- ・情報通信技術の活用の推進
- ・民間の支援活動の活性化
- ・政策形成の民意の反映 等

3 文字・活字文化振興法の制定

平成17年7月に、議員立法として「文字・活字文化振興法」が成立、公布・施行されました。

これを受け、文部科学省においては、図書館の充実、読書活動の推進、学校図書館の充実等の施策の一層の推進などの「文字・活字文化」の普及・啓発に取り組んでいくこととしています。

なお、国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、同法により、10月27日が「文字・活字文化の日」とされました。

4 文化芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)

「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(以下「基本方針」)は、文化芸術振興基本法に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府が策定するものです。

第2次基本方針の概要

まえがき

今後おおむね5年間を見通し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るための方針

1. 文化芸術の振興の基本的方向

(1) 文化芸術の振興の意義

文化芸術の意義を、従来の5つの観点に加え、今日的な2つの観点から整理。

◇従来の意義

- ・人間が人間らしく生きるための糧
- ・共に生きる社会の基盤
- ・質の高い経済活動の実現
- ・人類の真の発展への貢献
- ・世界平和の礎

◇今日的意義

- ・「文化力」は国の方
- ・文化芸術と経済は密接に関連

文化芸術は国民全体の社会的財産であり、一層の振興を図ることにより、文化芸術で国づくりを進める「文化芸術立国」を目指すことが必要。

(2) 基本的視点

①文化力の時代を拓く

「文化力」を高め、心豊かで活力にあふれた社会を実現する。

②文化力で地域から日本を元気にする

地域文化の豊かさが日本文化の基盤であり、人々を元気にする力となる。

平成14年12月に策定された第1次の基本方針について、策定後の諸情勢の変化や文化芸術施策の進展等を踏まえて見直しが行われ、平成19年2月9日に第2次となる新たな基本方針が閣議決定されました。

今後は、この第2次基本方針に基づき、「文化芸術立国」を目指して、より一層戦略的に文化芸術の振興に取り組んでいきます。

③国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を支える
社会全体で文化芸術の振興を図る。

(3) 重点的に取り組むべき事項

- ①日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成
- ②日本文化の発信及び国際文化交流の推進
- ③文化芸術活動の戦略的支援
- ④地域文化の振興
- ⑤子どもの文化芸術活動の充実
- ⑥文化財の保存及び活用の充実

2. 文化芸術の振興に関する基本的施策

「文化芸術の振興の基本的方向」を踏まえ、国が講すべき基本的施策として、文化芸術振興基本法の条文に沿った次の11の各分野について、107の施策を具体的に列挙。

- ①各分野の文化芸術の振興
- ②文化財等の保存・活用
- ③地域の文化芸術の振興
- ④国際交流等の推進
- ⑤芸術家等の養成・確保等
- ⑥国語の正しい理解
- ⑦日本語教育の普及・充実
- ⑧著作権等の保護・利用
- ⑨国民の文化芸術活動の充実
- ⑩文化芸術拠点の充実等
- ⑪その他の基盤の整備等

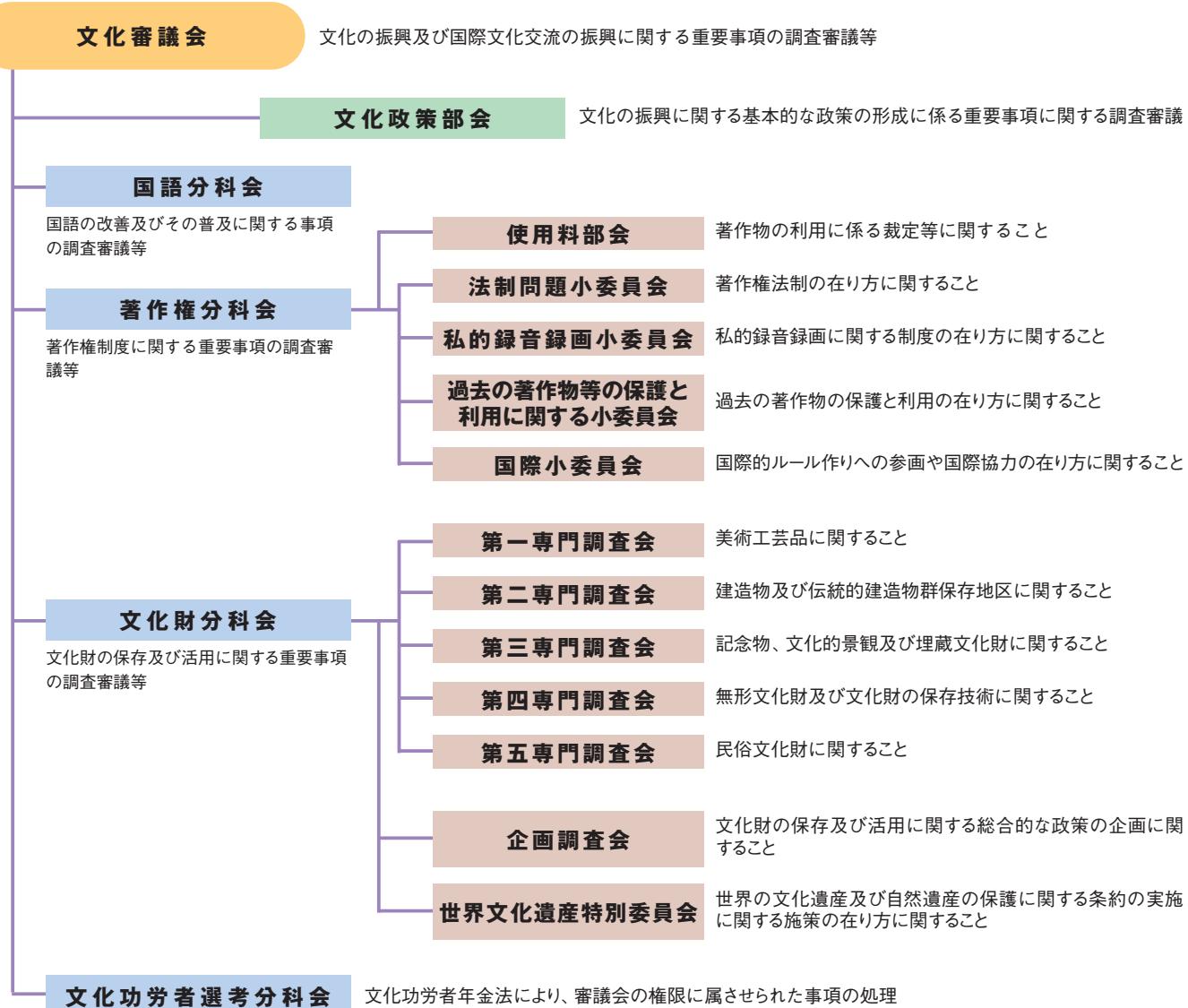
5 文化審議会

文化審議会では、文化行政における政策の企画立案機能の充実を図るため、文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項について、幅広い観点から調査審議を行います。

最近の主な答申等

- ・「地域文化で日本を元気にしよう! (報告)」(平成17年2月)
- ・「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて (答申)」(平成19年2月)
- ・「敬語の指針 (答申)」(平成19年2月)

◆文化審議会組織図



6 平成19年度文化庁予算の概要

「文化力」による地域づくり・国づくり



◆総表

(単位:百万円)

区分	前年度予算額 (当初)	平成19年度 予算額	対前年度	
			増減額	伸率
文化庁	100,648	101,655	1,007	1.0%

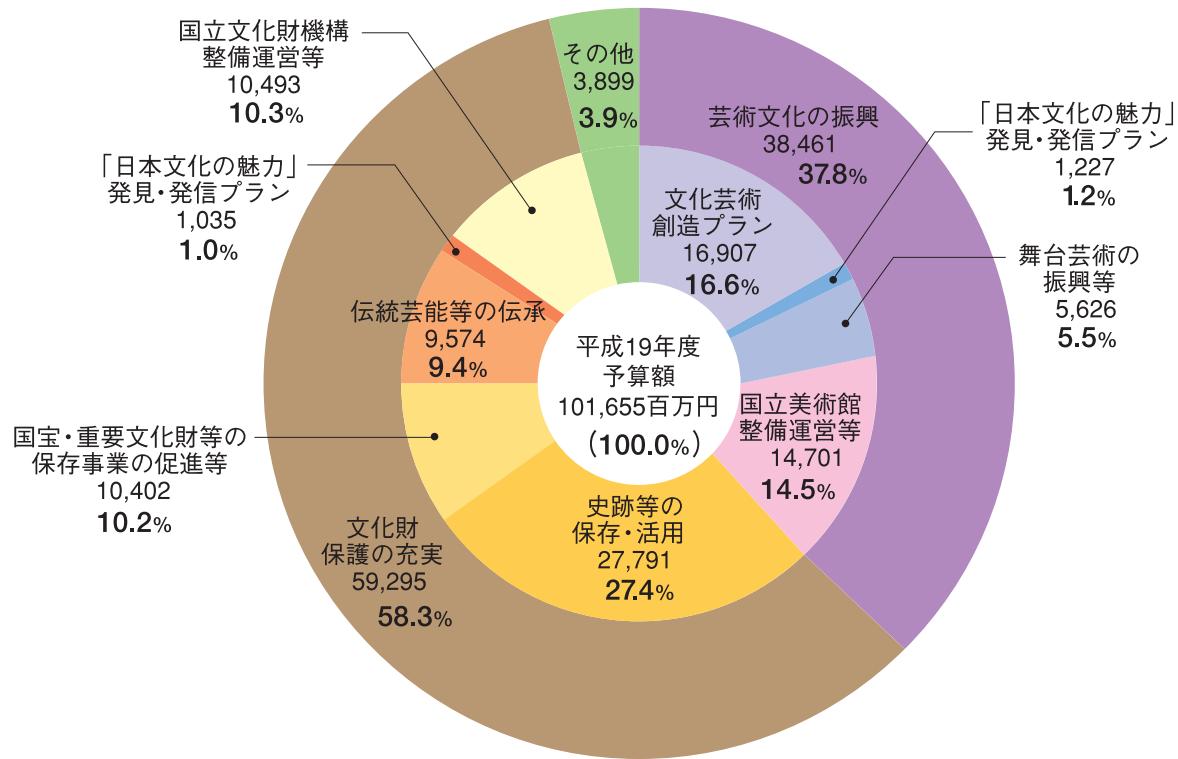
◆主な内容

(単位:百万円)

主要事項	前年度予算額	平成19年度 予算額	比較増△減額
文化芸術立国プロジェクトの推進	20,814	20,854	40
○文化芸術創造プランの推進	18,981	18,592	△ 389
①最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等	9,123	8,324	△ 799
②「日本映画・映像」振興プランの推進	2,186	2,222	36
③世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成	2,426	2,231	△ 195
④感性豊かな文化の担い手育成プランの推進 —子どもの文化芸術体験活動の推進—	5,246	5,815	569
○「日本文化の魅力」発見・発信プランの推進	1,833	2,262	429
①地域の文化力活性化プランの推進	1,187	1,590	403
②日本文化の発信による国際文化交流の推進	514	545	31
③コンテンツの保護と発信の推進	132	127	△ 5
文化財の次世代への継承と国際協力の推進	34,494	35,551	1,057
○文化財の保存整備・活用	34,321	35,306	985
○文化財の国際協力の推進	173	245	72
文化芸術振興のための文化拠点の充実	38,597	38,739	142
○新たな文化拠点の整備 平城宮跡保存整備等	9,971	9,088	△ 883
○美術館等活動の推進	28,626	29,651	1,025

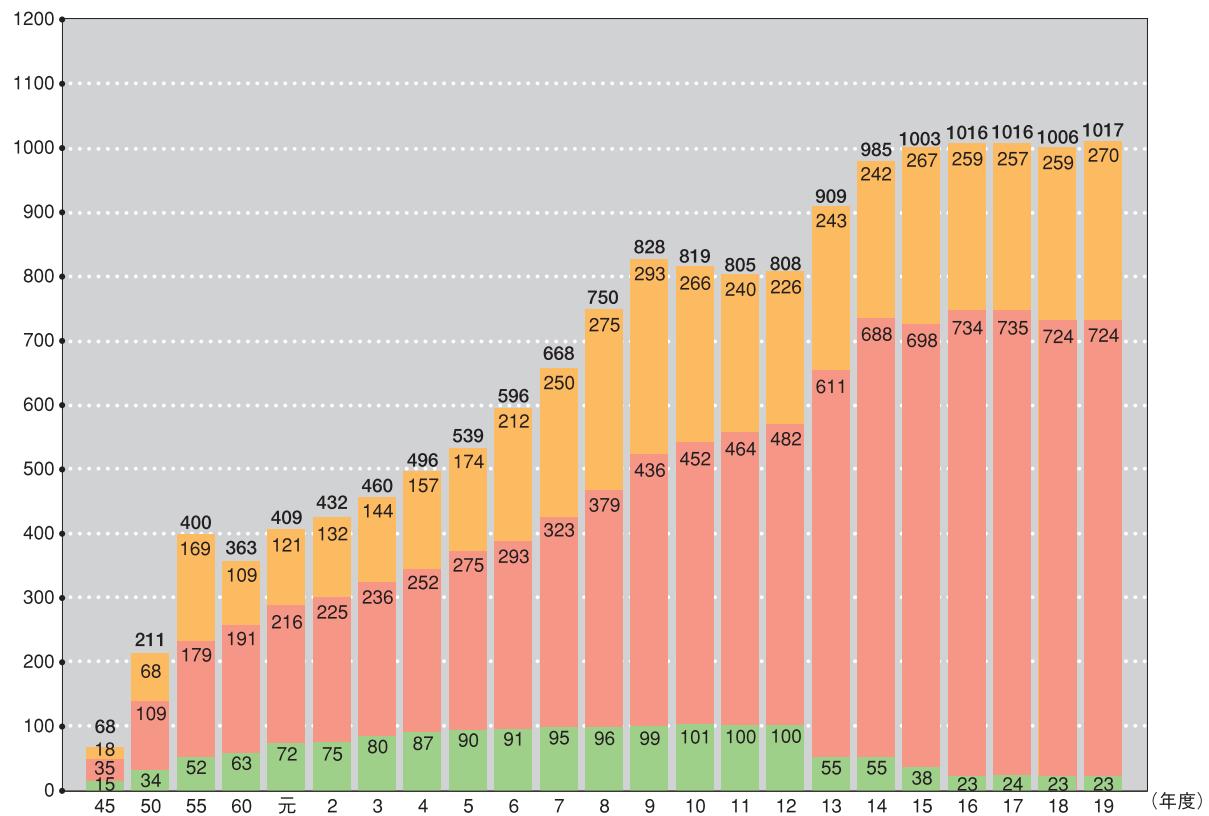
◆平成19年度文化庁予算額(分野別)

(単位：百万円)



◆文化庁予算の推移

(単位：億円)

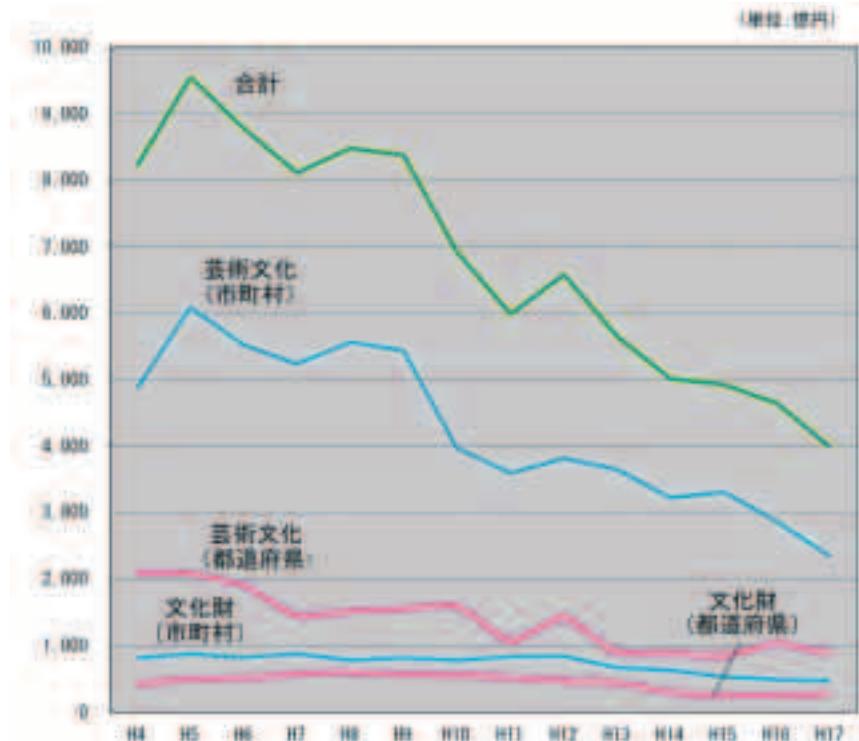


7 地方公共団体の文化関係経費の推移

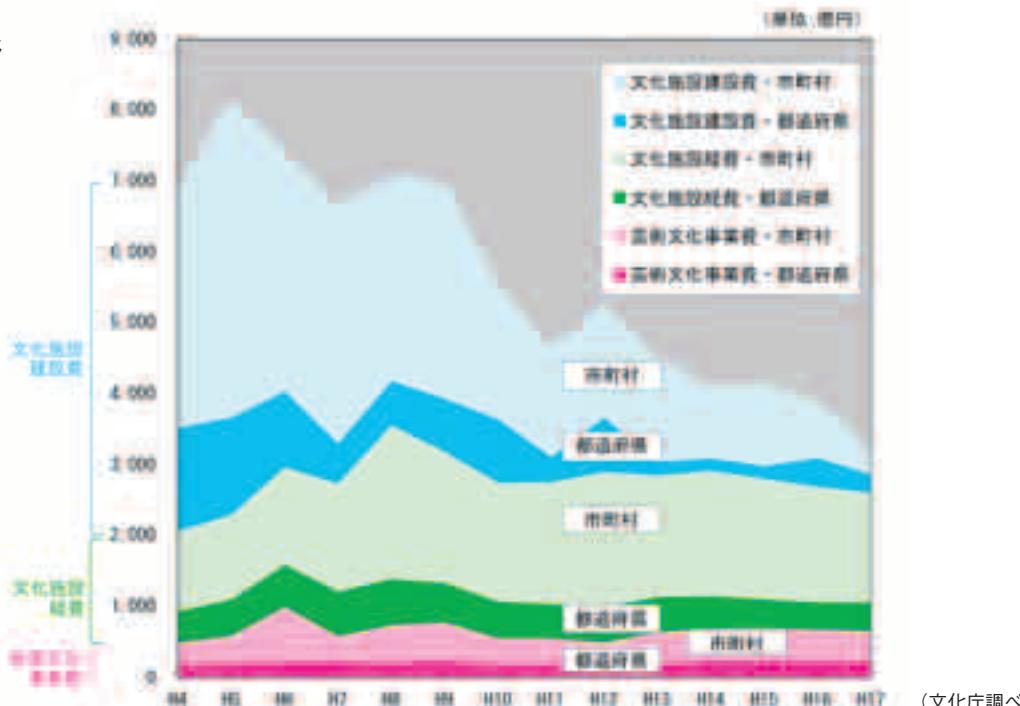
地方公共団体における文化関係経費の合計額は、平成5年をピークに減少が続いています(A)。その主な原因には、文化施設建設費の減少があります。

一方、芸術文化事業費は平成5年以降もほぼ横ばいとなっています(B)。

◆A. 文化関係経費の推移



◆B. 芸術文化経費の推移



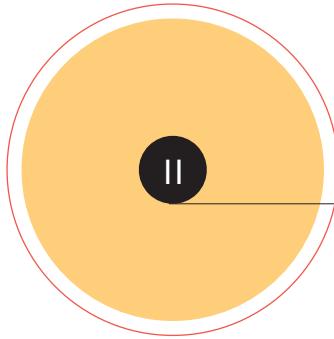
(文化庁調べ)

8 文化関係の税制

事項	措置内容	適用年度	
国税	【公益法人】(文部科学大臣認定) <ul style="list-style-type: none"> ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人 ・登録博物館の設置運営に関する業務を行う法人 ・登録博物館の振興に関する業務を全国規模で行う法人 	【個人の寄付金】 「寄付金(所得金額の40%を限度) -5千円」を所得控除(所得税) 【法人の寄付金】 一般の寄付金とは別に「(所得金額の2.5%+ 資本等の金額の0.25%)×1/2」を損金算入 (法人税)	昭和51年度 (登録博物館に 係る業務を行う 法人については 平成9年度)
	【独立行政法人】 <ul style="list-style-type: none"> ・国立国語研究所 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会(平成15年10月~) 		平成13年度
	【認定特定非営利活動法人】 <ul style="list-style-type: none"> ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 		平成13年度
	【指定公益信託】 <ul style="list-style-type: none"> ・芸術の普及向上に関する業務(助成金の支給に限る)を行なう公益信託 ・文化財の保存活用に関する業務(助成金の支給に限る)を行なう公益信託 	出捐金について特定公益増進法人に 対する寄付金と同様の取扱い (所得税・法人税)	昭和62年度
	【指定寄付金】 <ul style="list-style-type: none"> 【公益法人】 <ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財の修理・防災施設の設置に要する費用 【独立行政法人】 <ul style="list-style-type: none"> ・国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館による 重要文化財の収集・保存修理に要する費用 	【個人の寄付金】 「寄付金(所得金額の40%を限度) -5千円」を所得控除(所得税) 【法人の寄付金】 寄付金を全額損金算入(法人税)	昭和40年度 平成13年度
	【相続財産の寄付】 <ul style="list-style-type: none"> 【公益法人】(文部科学大臣認定) <ul style="list-style-type: none"> ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人 【独立行政法人】 <ul style="list-style-type: none"> ・国立国語研究所 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会(平成15年10月~) 【認定特定非営利活動法人】 <ul style="list-style-type: none"> ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 	非課税(相続税)	昭和52年度 平成13年度 平成13年度
	【重要文化財等の譲渡所得】 <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館に対する重要文化財(動産または建物)の譲渡 ・国、独立行政法人国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館に対する重要有形民俗文化財及び重要文化財に準ずる文化財の譲渡(平成24年12月31日まで) ・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立科学博物館に対する重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡 	非課税(所得税) 1/2課税(所得税) 2,000万円を限度とする特別控除 (所得税)、損金算入(法人税)	昭和47年度 昭和47年度 昭和45年度
	【重要文化財の相続・贈与】 <ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財である家屋等(土地を含む)の相続・贈与 ・登録有形文化財である家屋等(土地を含む)の相続・贈与 ・伝統的建造物(文部科学大臣が告示するもの)である家屋等(土地を含む)の相続・贈与 	財産評価額の70/100を控除(相続税・贈与税) 財産評価額の30/100を控除(相続税・贈与税) 贈与財産評価額の30/100を控除 (相続税・贈与税)	平成15年度 平成15年度 平成15年度
	【登録美術品の相続】 <ul style="list-style-type: none"> ・納付すべき相続税額について、 登録美術品を相続税として物納 	物納の優先順位を第3位から第1位に繰り上げ	平成10年度

事項	措置内容		適用年度
地方税	・重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物 (家屋及びその敷地)	非課税 (固定資産税・特別土地保有税・都市計画税)	昭和25年度
	・登録有形文化財(家屋)	1/2課税(固定資産税)	平成17年度
	・登録有形民俗文化財(家屋)	1/2課税(固定資産税)	平成17年度
	・登録記念物(家屋及びその敷地)	1/2課税(固定資産税)	平成17年度
	・重要文化的景観を形成している家屋 (文部科学大臣が告示するもの)及びその敷地	1/2課税(固定資産税)	平成17年度
	・重要伝統的建造物群保存地区内の 伝統的建造物である家屋(文部科学大臣が告示するもの)	非課税(固定資産税・都市計画税)	平成元年度
	・重要伝統的建造物群保存地区内の 伝統的建造物の家屋の敷地等	税額を適宜免除・軽減 (固定資産税・都市計画税)	平成12年度

※ 重要文化財等に係る地価税については非課税の取扱いがなされているが、平成10年より、地価税の課税は停止されている。



芸術創造活動の推進



1 最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援

1. 芸術創造活動重点支援事業等の推進



芸術創造活動の推進については、平成19年度も引き続き「文化芸術創造プラン」として、芸術創造活動の充実を図り、舞台芸術等に対する重点支援を実施し、世界水準の芸術家・芸術団体の養成を行っています。

最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等

最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等に対する重点支援や音楽、舞踊、演劇の国際フェスティバル、芸術による国際交流を推進し、世界水準の芸術家・芸術団体を養成する。

芸術創造活動重点支援事業等の推進

最高水準の芸術創造活動に対する重点支援を実施。

①芸術創造活動重点支援事業

最高水準の現代舞台芸術(音楽、舞踊、演劇)・伝統芸能(能楽、歌舞伎、文楽等)及び大衆芸能に対する重点支援を実施。

②芸術拠点形成事業

公立文化会館や劇場等における我が国の芸術拠点の形成につながる優れた自主企画・制作の公演、その他の事業に対する支援を実施。

国際芸術交流支援事業

二国間における芸術交流の推進、海外との優れたオペラ等の共同制作や、世界で開催される有名なフェスティバル等への参加を支援。

平成18年度文化庁支援公演より



スター・ダンサーズ・バレエ団ピーター・ライト版「くるみ割り人形」全2幕
PHOTO:A.I Co.,Ltd.



新日本フィルハーモニー交響楽団「第409回定期演奏会
サントリーホール・シリーズ」 PHOTO:K.MIURA

2. 芸術文化振興基金



◆助成の対象となる活動

1 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動

- (1) 現代舞台芸術の公演、伝統芸能の公開その他の活動
- (2) 美術の展示、映像芸術の創造その他の活動
- (3) 先駆的又は実験的な公演、展示その他の活動

2 地域の文化の振興を目的として行う活動

- (1) 文化会館、美術館その他の地域の文化施設において行う公演、展示活動
- (2) 歴史的集落・町並み等の文化財を保存し、活用する活動
- (3) 民俗芸能その他の文化財を保存し、活用する活動

3 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動

- (1) アマチュア等の文化団体が行う公演、展示その他の活動
- (2) 文化財である工芸技術又は文化財の保存技術の復元、伝承その他文化財を保存する活動

芸術文化振興基金(以下「基金」)は、政府の出資金と民間からの出えん金を原資として、安定的・継続的に多様な芸術文化活動に幅広く援助を行うため、平成2年3月末に設けられました。

現在、約653億円(国からの出資金541億円、民間からの出えん金約112億円)の運用益が多種多様な芸術文化活動への助成にあてられています。また、助成の充実のため、基金への寄付金も隨時募っています。

なお、基金は、独立行政法人日本芸術文化振興会が運用、助成対象活動の募集・決定・交付を行っています。独立行政法人日本芸術文化振興会はこのほか、国立劇場、新国立劇場等を設置し運営しています。

◆助成金交付状況

(百万円)

助成対象分野	応募件数	交付件数	助成金交付額
・芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動	1,036	348	1,135
・地域の文化の振興を目的として行う活動	300	197	268
・文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動	286	177	163

芸術文化振興基金による平成2年度から平成18年度までの助成金の交付実績は、12,514件、約307億円となっています。

2 「日本映画・映像」振興プランの推進

1. メディア芸術祭の開催等

メディア芸術祭

我が国のメディア芸術の振興を図るため、優れたメディア芸術作品の発表を提供し、創造性あふれる作品を顕彰とともに、これを鑑賞する機会を提供。

メディア芸術プラザ

インターネットを活用し、メディア芸術創造活動に役立つ各種の情報や素材の提供、優れたメディア芸術作品の紹介、作品発表の場の提供などを実施。
(<http://plaza.bunka.go.jp/>)

海外のメディア芸術祭への参加等支援

我が国の優れたメディア芸術作品を海外のメディア芸術祭等に出品することにより、海外において発表する場を提供。

【アート部門】



【大賞】 Imaginary・Numbers 2006
作者:木本圭子 © Keiko Kimoto

【エンターテインメント部門】



【大賞】 大神 作者:神谷英樹
© Clover Studio Co.,Ltd.2006 All Rights Reserved. DISTRIBUTED BY CAPCOM CO.,LTD.

【アニメーション部門】



【大賞】 時をかける少女 作者:細田守
© 「時をかける少女」製作委員会 2006

【マンガ部門】



【大賞】 太陽の黙示録
作者:かわぐちかいじ
© かわぐちかいじ/小学館

インターネットの急速な普及、DVD等の新しいメディアの登場、多チャンネル放送の展開など、マルチメディアの進展は、文化振興普及に大きな変化をもたらしています。

このような多メディア・多チャンネル化が進む中で、そのコンテンツ(内容)となるコンピュータ・グラフィックス、アニメーションなどのメディア芸術は、21世紀の我が国の芸術文化全体の活性化を促す牽引力として、その振興が緊急の課題となっています。

このため、文化庁では、メディア芸術の振興を図るため、次のような施策を展開しています。

■平成18年度(第10回)文化庁メディア芸術祭

文化庁では、新しい表現技法を開拓した創造性あふれるメディア芸術作品の発表、顕彰の場として、また先端的なメディア芸術の顕彰の場として、平成9年度から「文化庁メディア芸術祭」を開催しています。

平成18年度は合計1,808作品の応募があり、審査委員会を経て大賞4作品、優秀賞16作品、奨励賞4作品、功労賞1名が選ばれました。

2. 映画芸術の振興



映画は、国民の身近な娯楽として生活の中に定着するとともに、総合的な芸術として重要な位置を占めてきました。しかしながら、現在の邦画界は、公開本数や鑑賞人口等は最盛期に比べると大きく減少しています。一方、映画は海外に向けて日本文化を発信する上でも極めて効果的な媒体であり、有力な知的財産として位置づけられています。

文化庁では、平成15年4月に「映画振興に関する懇談会」で取りまとめられた「これからの日本映画の振興について(提言)」を受け、一層の映画振興に取組んでいます。平成16年度からは、

- ①魅力ある日本映画・映像の創造
- ②日本映画・映像の流通の促進
- ③映画・映像人材の育成と普及等
- ④日本映画フィルムの保存継承

を4つの柱とする「日本映画・映像」振興プランを推進しています。

具体的には、映画製作への支援、国内上映・映画祭への支援、人材育成支援等を推進しています。

また、日本映画に関する情報提供としてデータベース(下記参照)の整備を進めています。

●全国ロケーションデータベースシステム (JLDB)

<http://www.jldb.bunka.go.jp/>

●日本映画上映システム (JCDB)

<http://www.japanese-cinema-db.jp>

◆平成18年の主要な邦画興行成績

公開月	題名	興行 (単位:億円)	配給会社
7月	ゲド戦記	76.5	東宝
5月	LIMIT OF LOVE 海猿	71.0	東宝
1月	THE 有頂天ホテル	60.8	東宝
7月	日本沈没	53.4	東宝
11月	デスノート the Last name	52.0	WB
05/12月	男たちの大和/YAMATO	50.9	東映
7月	劇場版ポケットモンスター アドバンスジエネレーション ポケモンレンジャーと 蒼海の王子マナファイ	34.0	東宝
3月	ドラえもん のび太の恐竜2006	32.8	東宝
9月	涙そうそう	31.0	東宝
4月	名探偵コナン 探偵たちの鎮魂歌(レクイエム)	30.3	東宝
6月	デスノート 前編	28.5	WB
5月	明日の記憶	22.0	東映
6月	トリック ー劇場版2ー	21.0	東宝
2月	県庁の星	20.8	東宝
7月	ブレイブ ストーリー	20.0	WB
05/12月	あらしのよるに	18.8	東宝
10月	木更津キャッツアイ ワールドシリーズ	18.0	アスミックエース
3月	子ぎつねヘレン	17.8	松竹
9月	フラガール	14.0	シネカノン
4月	映画 クレヨンしんちゃん 伝説を呼ぶ踊れ!アミーゴ!	13.8	東宝

(社) 日本映画製作連盟資料による

◆日本映画の現状 平成18年(2006年)の日本映画の現状

映画館数	3,062館	(前年度比104.6%) ↗
邦画封切り本数	417本	(前年度比117.1%) ↗
入場者数	1億6458万人	(前年度比102.6%) ↗
興行収入	2029億3400万円	(前年度比102.4%) ↗

3 世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成

文化庁では、「文化芸術創造プラン」として、次代の芸術界を担う創造性豊かな人材を育成するため、新進芸術家の海外留学や、芸術団体等が行う人材育成・普及事業等を支援し、新進芸術家の養成を図っています。

制度	内容
1 新進芸術家の養成・発表への支援	
新進芸術家海外留学制度	美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野における新進芸術家の海外の大学や芸術団体、芸術家等への留学を支援することにより、実践的な研修の機会を提供。 1年派遣、2年派遣、3年派遣、特別研修(80日間)の4種類があり、平成18年度末までに2,408名を派遣。(昭和42年から平成13年度末までは、「芸術家在外研修」事業として実施。)
新進芸術家の育成公演事業	新進芸術家海外留学制度により研修を行った若手芸術家等に研修成果を発表する機会を提供。
2 芸術団体等が行う養成・発表機会の充実	
芸術団体人材育成支援事業	芸術団体、大学等の教育機関等が自主的に行う新進芸術家等に対する人材育成・普及事業及び調査研究、伝統芸能等における人材確保事業を支援。



新進芸術家の育成公演事業
演劇「メアリー・ステュアート」
(平成19年2月/新国立劇場)
製作:(社)日本劇団協議会
撮影:中川忠満



◆新進芸術家海外留学制度(芸術家在外研修)のこれまでの派遣者の例

若杉 弘 (音楽:指揮 昭和42年度)
森下 洋子 (舞踊:バレエ 昭和50年度)
絹谷 幸二 (美術:洋画 昭和52年度)
佐藤 しのぶ (音楽:声楽 昭和59年度)
野田 秀樹 (演劇:演出 平成4年度)
諫訪内 晶子 (音楽:器楽 平成6年度)
野村 萬斎 (演劇:狂言師 平成6年度)
崔 洋一 (映画:監督 平成8年度)
鴻上 尚史 (演劇:演出 平成9年度)

◆平成18年度 新進芸術家海外留学制度研修員(分野別内訳)

	1年派遣	2年派遣	3年派遣	特別派遣	15歳以上 18歳未満の部
美術	38	5	3	18	—
音楽	40	4	—	4	1
舞踊	10	4	—	4	2
演劇・舞台美術等	14	2	—	3	—
映画・メディア芸術	8	3	—	2	—
計	110	18	3	31	3

4 芸術祭の開催

平成18年度（第61回）芸術祭



新国立劇場バレエ「白鳥の湖」 撮影:瀬戸秀美



芸術祭祝典（18.10.1）国際音楽の日記念・国立劇場開場40周年記念
「弁慶二態～能と歌舞伎による～」

芸術祭は、広く一般に内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術の創造とその発展を図ることを目的に、昭和21年以来、毎年秋に開催しています。

平成18年度においては、引き続き関東、関西での主催公演をはじめとする事業を展開しました。芸術祭祝典「弁慶二態～能と歌舞伎による～」を皮切りに、バレエ「白鳥の湖」、オペラ「イドメネオ」、日本映画名作鑑賞会「映画に描かれた九州・沖縄」等を実施するとともに、平成18年度に開館40周年を迎えた国立劇場の記念公演として、歌舞伎「元禄忠臣蔵」、文楽公演「心中天網島」等を実施しました。

また、演劇・音楽・舞踊・演芸の4部門の参加公演及びテレビ、ラジオ、レコードの3部門の参加作品の中から優れた公演・作品に対して芸術祭大賞、芸術祭優秀賞、芸術祭新人賞及び芸術祭放送個人賞が贈られました。

◆平成18年度（第61回）芸術祭実施内容

主催公演	芸術祭祝典「弁慶二態～能と歌舞伎による～」 バレエ「白鳥の湖」 オペラ「イドメネオ」 国立劇場開場40周年記念 歌舞伎「元禄忠臣蔵」 国立劇場開場40周年記念 文楽公演「心中天網島」 日本映画名作鑑賞会「映画に描かれた九州・沖縄」等、計11公演
参加公演	演劇、音楽、舞踊、演芸部門 計183公演 テレビ、ラジオ、レコード部門 計101作品
協賛公演	演劇、音楽、舞踊、演芸部門 計29公演

5 芸術家の顕彰

優れた業績を上げた芸術家等の功績をたたえるため、各種の顕彰制度が設けられています。

名称	内容など	発足年度
文化勲章	文化勲章は、文化の発展に関し勲績卓絶な者に対し文部科学大臣が文化功労者選考分科会の意見を聞いて行う推薦に基づき内閣が決定し、授与。 芸術分野では、美術、文芸、音楽、演劇等が対象。 文化勲章受章者は、原則として前年度までの文化功労者の中から選ばれる。	昭和12年度
文化功労者	文化功労者は、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者に終身年金を支給し、これを顕彰するために設けられたもので、対象分野は文化勲章と同様。	昭和26年度
日本芸術院	芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための栄誉機関。 大正8年に帝国美術院として創設され、その後帝国芸術院に改組されるなどの拡充を経て、昭和22年に現在の名称となった。 現在、院長1名と第一部（美術）、第二部（文芸）、第三部（音楽・演劇・舞踊）の各部からの会員120名以内により構成。 また、会員以外の顕著な業績のある者に「恩賜賞」、「日本芸術院賞」を授与。	大正8年度
文化関係者文部科学大臣表彰	文化の各分野において優れた成果を示すとともに、教育的活動、国際交流活動、社会的貢献等に多大な功績を挙げた者について、文部科学大臣が表彰。	平成10年度
文化庁長官表彰	文化活動に優れた成果を示し、文化の振興に貢献した者について、文化庁長官が表彰。	昭和61年度
地域文化功労者表彰	全国各地域において、芸術文化の振興、文化財の保護に尽力する等地域文化の振興に功績のあった個人及び団体に対して、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰。	昭和58年度
芸術選奨	演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美術、放送、大衆芸能、芸術振興、評論等の10部門において、その年に優れた業績をあげ、新生面を開いた者に、芸術選奨文部科学大臣賞及び芸術選奨文部科学大臣新人賞を贈呈。	昭和25年度
文化庁映画賞	我が国映画の向上とその発展に資するため、優れた文化記録映画作品及び顕著な業績をあげた者について、文化庁長官が表彰。	平成15年度
舞台芸術創作奨励賞	独創的な優れた舞台芸術創作作品（戯曲）を広く募り、優れた作品の作者に対し創作奨励賞を贈呈。	昭和53年度

※この他、叙勲、褒章等の制度がある。

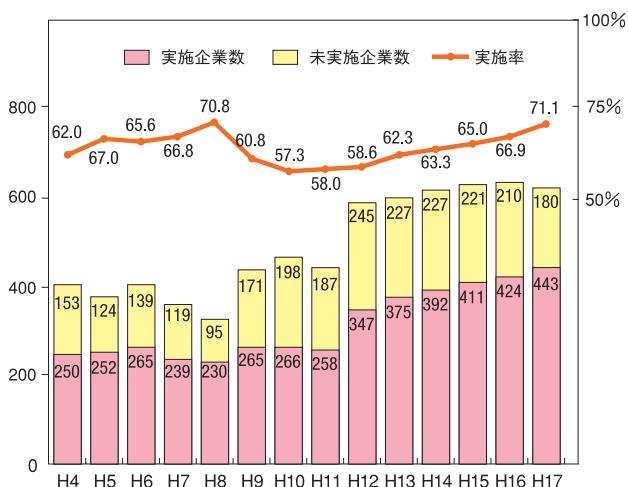
6 企業等による文化芸術活動への支援

1. 企業等による文化活動への支援（メセナ活動）

近年、企業の社会貢献意識の高まりに加えて、経済の発展には文化の側面が不可欠との認識が強まっていることを背景に、自ら芸術文化事業を実施し

たり、芸術文化活動を支援するなど、メセナ活動を行う民間企業が増えてきています。

◆企業メセナの実施状況



◆メセナ活動費の総額



※出典：(社)企業メセナ協議会「メセナ活動実態調査」

2. (社)企業メセナ協議会

分野

- 音楽、舞踊、演劇、美術、映画、メディア芸術、文学、芸能、生活芸術

活動主体

- プロの文化芸術団体・個人

アマチュアのうちプロ並の芸術活動を行う文化芸術団体・個人、将来「プロ」となる素質を持つ個人

活動形態

- 公演、展示

公演、展示などを伴う顕彰事業、調査・研究、セミナー、ワークショップ 等

(会長：福原義春 (株)資生堂名誉会長)

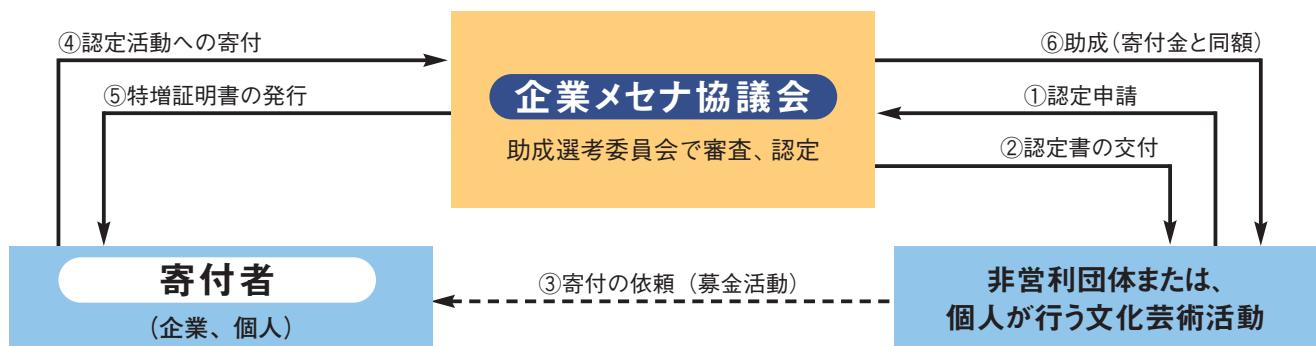
企業メセナ活動を支援するため、平成2年4月に設立されました。

①芸術文化支援等に関する啓発・普及・顕彰、②芸術文化支援に関する情報の収集・配布・仲介、③芸術文化支援活動の調査・研究、④海外の同種の機関との情報交換・交流など多様な活動を展開しています。

平成6年2月には特定公益増進法人に認定され、同協議会が認定した芸術文化活動への企業や個人からの寄付金に、損金参入や所得控除等の税制上の優遇措置が適用されることとなりました。

また、平成14年度からは、税制改正要望の結果、税制上の優遇措置を受けられる活動の対象範囲を拡大しました。

◆企業メセナ協議会の助成認定制度



【平成17年度実績】

234件の芸術活動を認定し、1,738件総額7億6,581万円の寄付が同協議会を通じて行われました。

※ 助成認定事業に関する問い合わせ先
 社団法人企業メセナ協議会
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-2
 第一鉄鋼ビル1階
 TEL 03-3213-3397

(社)企業メセナ協議会の全国展開

地域の多様な文化芸術活動への寄付を促進するため、(社)企業メセナ協議会と各都道府県の文化振興財団等との提携を進め、平成15年度より準備、芸術文化支援に関する相談窓口を全国に計60ヶ所(平成19年4月1日現在)設置しています。

【全国展開の目的】

(社)企業メセナ協議会の助成認定事業は認定活動の約7割が東京周辺に集中する現状にあり、全国展開が急務となっています。

全国展開により、地域の多様な文化芸術活動への寄付を促進するなど、国民が居住地域に拘わらず等しく文化芸術に参加・鑑賞できる機会を充実させる必要があります。

【概要】

(社)企業メセナ協議会と各都道府県の文化振興財団等との連携を進め、平成15年より順次、助成認定制度に関する相談窓口を全都道府県に設置していく計画です。

各都道府県の窓口では、企業のメセナ活動の促進に向けて、

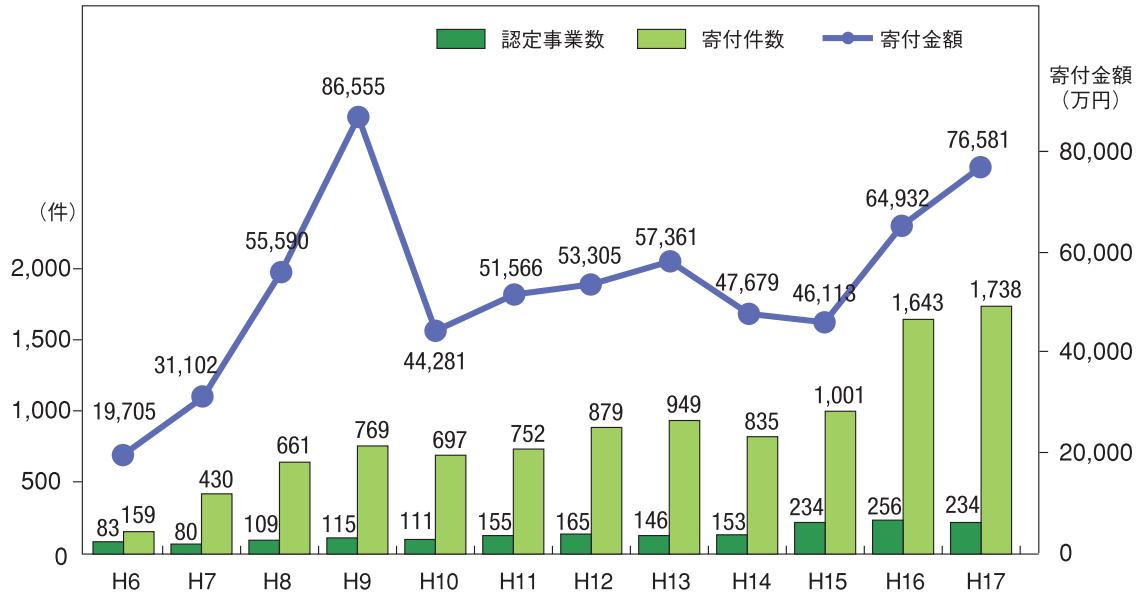
①啓発・普及

②情報の収集・提供

③相談受付

などを実施しています。

◆企業メセナ協議会における助成認定制度実績



※出典：(社)企業メセナ協議会

地域における文化の振興

1 こどもの文化芸術体験活動の推進

子どもたちが、我が国の伝統文化を体験・修得するとともに、本物の文化芸術に直接触れ、創造活動に参加することにより、多くの感動体験を得、感受性豊かな人間としての育成を図るために、「本物の舞台芸術体験事業」、「伝統文化こども教室」、「学校の文

化活動の推進」、「地域人材の活用による文化活動支援事業」及び「『文化芸術による創造のまち』支援事業」を『こどもの文化芸術体験活動の推進』(文化芸術創造プラン)として実施しています。

1. 本物の舞台芸術体験事業

子どもたちが、優れた舞台芸術を鑑賞し、芸術文化団体等による実演指導、ワークショップやこれらの団体等との共演に参加し、本物の舞台芸術に身近に触れる機会の提供を行っています。

「本物の舞台芸術体験事業」では、右のような事業を行っています。



劇団風の子北海道「どんぐりと山猫」
(宮城県美里町立南郷小学校)



東京フィルハーモニー交響楽団
(茨城県北茨城市立中郷第一小学校)

小・中学校の体育館で実施する事業

(1) 優れた舞台芸術の公演

舞台芸術の鑑賞及び芸術文化団体と児童・生徒の共演を実施

公演種目：合唱、オーケストラ、音楽劇、演劇、文楽、洋舞、邦楽・邦舞

(2) 芸術文化団体によるワークショップ

公演の開催にあたって、事前に専門家による共演のための実演指導や鑑賞指導を実施



劇団仲間「カモメに飛ぶことを教えた猫」(茨城県桜川市立雨引小学校)

2. 伝統文化こども教室事業



熊本県和水町 日本伝統文化芸能愛好会
和仁熊野座神社大祭りにて浦安の舞を奉納

次代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて、学校、文化施設等を拠点とし、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊などを計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供します。

3. 学校の文化活動の推進

学校派遣講演

- (1) 被派遣者：学校が設置されている地域出身の芸術家・伝統芸能の保持者等
- (2) 対象：小・中・高等学校の児童・生徒、教員及び保護者
- (3) 具体的内容：講演、実技披露等

文化部活動の発表機会の充実

- (1) 全国高等学校総合文化祭（平成19年度、島根県で実施）
- (2) 全国高等学校総合文化祭優秀校公演（国立劇場で実施）

優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を出身地域の学校等に派遣し、優れた技の披露や、文化活動のすばらしさ、地域の誇りなどについての講話を通して、子どもたちの芸術への関心を高めます。

また、子どもたちに文化部活動の成果発表の舞台を提供することによって、目的意識を持ち文化部活動に参加することができるようになります。

「学校の文化活動の推進」では、左のような事業を行っています。



落語家による講演
(青森県八戸市立松館小学校)



雅楽の集い
(和歌山県有田川町立小川小学校)



オペラ歌手による実演
(富山県高岡市立牧野小学校)

4. 「文化芸術による創造のまち」支援事業



我が国の文化芸術の源は、全国各地で生まれた様々な文化芸術活動であり、各地域が文化芸術の創造、発信、交流を通して活性化を図ることは、我が国の文化水準の向上につながるものです。地域における文化芸術活動の環境の醸成や人材の育成に向けた取組を支援しています。(全国110地域)



市民ミュージカル団体の育成（長崎大村市）

対象事業

- (1) 人材育成：地域文化リーダー（指導者）の育成
- (2) 団体育成：地域の芸術文化団体の育成
- (3) 発信交流：シンポジウム等による発信・交流
- (4) 大学と地域との交流・連携の促進

5. 地域人材の活用による文化活動支援事業



地域の文化芸術人材を活用し、学校での文化芸術にかかる指導や、放課後や休日等における文化芸術活動を地域で支援する体制整備を図ります。文化部活動等を一層促進するための外部指導者の発掘・養成・活用の促進に関する実践研究を行うとともに、普段身近にあってもなかなか触れることのできない地域の芸術文化等の様々な文化に触れ、体験するプログラムを実施し、豊かな感性と創造性を持った人材の育成を行います。

(1) 実践研究

学校の文化部活動等の促進のため、外部指導者としての地域人材の発掘・養成・活用の促進に関する実践研究を行う。

〔演劇部、美術部、写真部、囲碁部、将棋部、華道部、茶道部、陶芸部、郷土芸能部、コンピュータ部等〕

(2) 体験プログラム

子どもたちが年間を通じて、地域の様々な文化に触れ、体験するプログラムを実施する。

〔美術、工芸、音楽、文芸、演劇、将棋、囲碁、民俗芸能等〕

2 公立文化施設の活性化による 地域文化力の発信・交流の推進

公立文化施設の自主的かつ主体的な文化活動が行われる環境を醸成するため、地域相互の情報提供、管理運営等に携わる職員の研修を実施します。

事業内容

1 芸術文化情報提供事業

公立文化施設の活性化に資する各種情報の提供、公立文化施設の取り組みに関する情報の発信を図るとともに、公立文化施設の企画・運営力の向上のため、事業運営等に関する指導助言を行う専門家を派遣するなどの支援を行う。

2 舞台芸術フェアの開催

公立文化施設と芸術家・芸術団体等をつなぐフォーラムやセミナーを開催する。

3 アートマネジメント研修

公立文化施設の管理運営に携わる職員を対象としたアートマネジメントに関する研修を実施する。(中央研修・ブロック別研修(7ブロック)) の開催

4 技術職員研修

公立文化施設の技術職員を対象とした舞台芸術に必要な知識、技術に関する研修を実施する。(中央研修・ブロック別研修(7ブロック)) の開催



平成18年度全国公立文化施設アートマネジメント研修会
舞台芸術フェア・アートマネジメントセミナー2007

3 舞台芸術の魅力発見事業

(1) 公演の種類

合唱、オーケストラ、オペラ、演劇、古典芸能、ミュージカル、歌舞伎、能楽、文楽・人形劇、洋舞、邦楽・邦舞等

(2) 工夫・演出の例

舞台のみどころ解説、バックステージツアー、出演者等による講演・ワークショップ等

(3) 文化庁負担経費

ツアーに要する移動費、宿泊費、運搬費及び解説等に要する経費

舞台芸術の鑑賞機会が大都市圏に偏りがちな現状に鑑み、また、各地の優れた舞台芸術が交流する意義に鑑み、質の高い舞台芸術の全国展開を促します。併せて、舞台を楽しむための工夫、演出を加えることにより、舞台芸術に親しむ機会の少ない人たちの興味、関心を喚起し、我が国の舞台芸術を振興します。

4 国民の芸術文化活動への参加の奨励

1. 国民文化祭

国民文化祭は、アマチュアを中心とした国民一般の様々な文化活動を全国規模で発表する場を提供すること等により、文化活動への参加意欲を喚起し、新たな文化の創造を促し、地方文化の発展と国民生活のより充実に資することを目的とし、開催される文化の祭典です。



国民文化祭シンボルマーク
(福田繁雄・作)

◆主な内容

主催事業

文化庁、開催地都道府県・市町村、文化団体等の共催によるもの。

総合フェスティバル

アマチュア文化活動の新たな発展の方向性を示すオープニングフェスティバルなど。

シンポジウム

アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向について、様々な側面からテーマを設定して行う基調講演やパネルディスカッションなど。

分野別フェスティバル

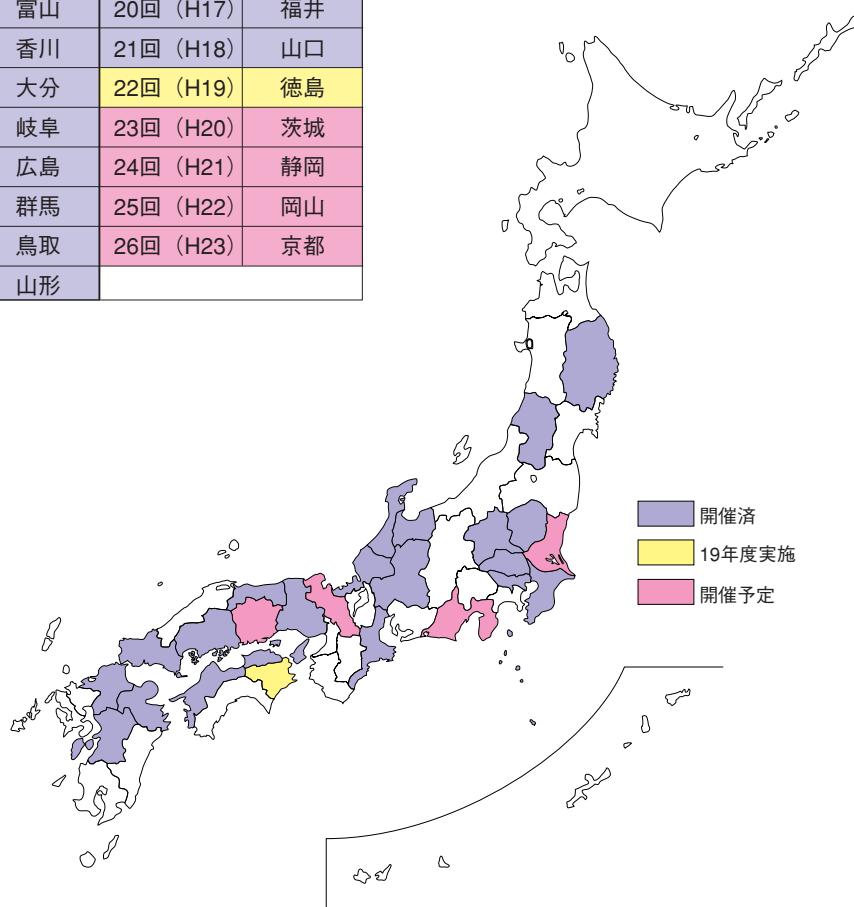
民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、文芸、美術、舞踊、邦楽、生活文化等の分野ごとに、都道府県などから推薦された団体・企業等を中心として行う公演、展覧会など。

協賛事業

国民文化祭の趣旨に賛同して、全国の地方公共団体や文化関係団体・企業等の主催・各種開催される各種公演事業、コンクール、フェスティバル、展示、講習会など。

◆国民文化祭 開催都府県及び開催予定府県

回（年度）	都道府県名	回（年度）	都道府県名	回（年度）	都道府県名
1回（S61）	東京	10回（H7）	栃木	19回（H16）	福岡
2回（S62）	熊本	11回（H8）	富山	20回（H17）	福井
3回（S63）	兵庫	12回（H9）	香川	21回（H18）	山口
4回（H1）	埼玉	13回（H10）	大分	22回（H19）	徳島
5回（H2）	愛媛	14回（H11）	岐阜	23回（H20）	茨城
6回（H3）	千葉	15回（H12）	広島	24回（H21）	静岡
7回（H4）	石川	16回（H13）	群馬	25回（H22）	岡山
8回（H5）	岩手	17回（H14）	鳥取	26回（H23）	京都
9回（H6）	三重	18回（H15）	山形		



第22回国民文化祭・とくしま2007
(平成19年10月27日～11月4日、徳島県)



第21回国民文化祭・やまぐち2006

2. 全国高等学校総合文化祭



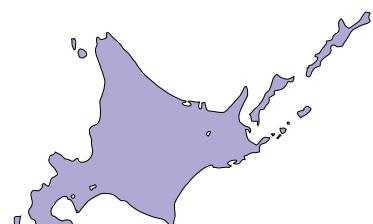
高校生の芸術文化活動の向上充実と相互の交流を深めることをねらいとして、日頃の文化活動の成果を発表する高校生の文化の祭典です。

◆主な内容

総合開会式	式典、交歓会など。
パレード	マーチングバンド・バトントワリング部門参加校を中心とする全国の高校生によるパレード。
開催部門	演劇、合唱、吹奏楽・器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸等。

◆全国高等学校総合文化祭 開催道府県及び開催予定県

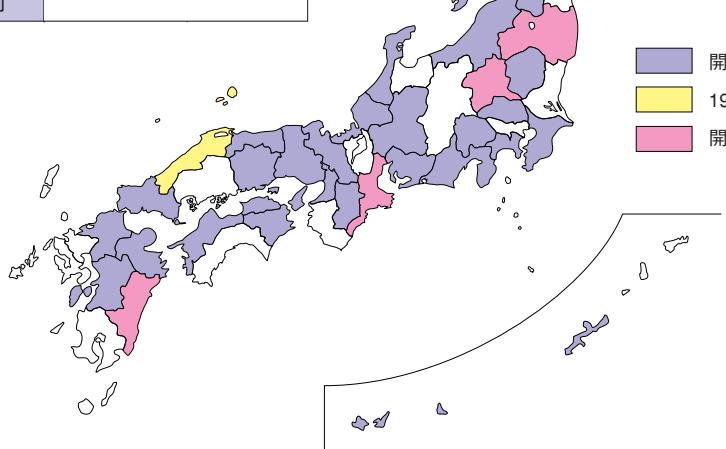
回（年度）	都道府県名	回（年度）	都道府県名	回（年度）	都道府県名
1回（S52）	千葉	13回（H1）	岡山	25回（H13）	福岡
2回（S53）	兵庫	14回（H2）	山梨	26回（H14）	神奈川
3回（S54）	大分	15回（H3）	香川	27回（H15）	福井
4回（S55）	石川	16回（H4）	沖縄	28回（H16）	徳島
5回（S56）	秋田	17回（H5）	埼玉	29回（H17）	青森
6回（S57）	栃木	18回（H6）	愛媛	30回（H18）	京都
7回（S58）	山口	19回（H7）	新潟	31回（H19）	島根
8回（S59）	岐阜	20回（H8）	北海道	32回（H20）	群馬
9回（S60）	岩手	21回（H9）	奈良	33回（H21）	三重
10回（S61）	大阪	22回（H10）	鳥取	34回（H22）	宮崎
11回（S62）	愛知	23回（H11）	山形	35回（H23）	福島
12回（S63）	熊本	24回（H12）	静岡		



■ 開催済
■ 19年度実施
■ 開催予定



第31回全国高等学校総合文化祭
(平成19年7月29日～8月2日、島根県)



第30回 全国高等学校総合文化祭京都大会 総合開会式

5 美術館・歴史博物館の振興

1. 登録美術品制度

＜登録美術品公開までの流れ＞



＜登録美術品の特色＞

- 登録されても所有権は移転しない。
- 美術館において専門家の手により安全かつ適切に管理され、5年以上にわたって計画的に公開される。
- 相続税を納税する際、登録美術品による物納を希望する場合は、一般の美術品に比べて物納することが容易になっている。
(相続税の物納の特例措置)

近年、我が国では美術に対する人々の関心が高まり、美術館が増加するとともに、美術館を訪れる人の数も増加しています。しかし、国内には優れた美術品が数多く存在すると思われますが、それらがすべて美術館において一般に公開されているわけではなく、必ずしも十分に活用されないままになっていると考えられます。

このような状況を踏まえ、平成10年12月に施行された「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づき、登録美術品制度が発足しました。本制度は、個人や法人が所有する優れた美術品を登録して、美術館で公開することにより、国民が優れた美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的としています。これまでに28件の美術品が登録されました。(平成19年4月1日現在)



登録美術品陳列風景 東京国立近代美術館



米原海雲作「清宵」
(島根県立美術館にて公開)



芸術拠点形成事業 (ミュージアムタウン構想の推進)

現在各地で推進されている地域活性化の取組において、地域文化の中核としての美術館・博物館がその活動を通じて果たす役割は大きく、地域活性化の取組との連携を視野に入れた活動の具体化が望まれています。

ミュージアムタウン構想は、美術館・博物館の施設や運営全体が地域に開かれ、常に人々が集い、人々に親しまれる、魅力あふれる場を構築することを目指すものです。

本事業では、子どもたちに本物の美術・文化財に触れる機会を提供するとともに、これらの取組を通じて、地域の文化資源を生かした魅力あるまちづくりを実現することを目的とし、美術館・歴史博物館を拠点に、地域の子どもたちが文化芸術体験活動を行う事業を中心に支援を行います。

＜支援対象事業＞

①子どもを対象としたミュージアム事業 及びその開発にかかる事業

(例)

- ・子どもたちがミュージアムに親しむためのプログラム、ツールの開発事業
- ・地域の小中学生等を対象とし、本物の美術や文化財に触れる機会を提供する事業
- ・学校教育との連携を促進するミュージアム事業
- ・教師と連携した鑑賞教室・体験学習等を実施する事業

②ミュージアムを核とした 地域文化資源の整備・活用に係わる事業

(例)

- ・文化財マップ・ミュージアムガイドを作成する事業
- ・地域の歴史や文化を掘り起こし、地域に発信する事業
- ・子どもたちが地域の歴史や文化財に親しむためのプログラム、ツールの開発事業

③ミュージアムを核とした地域の 人材・組織の育成・連携・活用に係わる事業

(例)

- ・子どもの教育・育成に係わる人材・組織の育成・参画を促進するミュージアム事業
- ・ミュージアムをサポートするボランティア組織を育成する事業
- ・ミュージアムにおける自由な学びを推進するプログラム開発事業

④地域振興と一体になったミュージアム事業

(例)

- ・地元の伝統行事やフェスティバル等と連携し、地域振興に貢献するミュージアム事業

6 文化芸術活動等を支える人材の育成

文化会館の職員や美術館・博物館の学芸員など芸術文化や文化財の保護に携わる職員の資質能力の向上を図るため、次のような研修を行っています。

研修名	主催者	期間	対象・人数	内容
全国公共文化施設アートマネジメント研修会	文化庁他	3日間	全国の公共文化会館の管理運営担当職員	公演の企画・運営等アートマネジメントに関する研修
ブロック別公共文化施設アートマネジメント研修会	文化庁他	2~3日間	各ブロックの公共文化会館に勤務する経験年数の比較的浅い管理運営担当職員	公演の企画・運営等アートマネジメントに関する基礎的研修
全国公共文化施設技術職員研修会	文化庁他	3日間	全国の公共文化会館に勤務する舞台技術担当の中堅職員	照明、音響、舞台機構等舞台技術に関する研修
ブロック別公共文化施設技術職員研修会	文化庁他	2~3日間	各ブロックの公共文化会館に勤務する経験年数の比較的浅い舞台技術担当職員	照明、音響、舞台機構等舞台技術に関する基礎的研修
歴史民俗資料館等専門職員研修	文化庁・大学共同利用機関 法人人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館	5日間×2ヶ年	歴史民俗資料館・博物館等の専門職員で実務経験5年未満の者 50名程度	歴史資料、考古資料、民俗資料等の調査、収集、保存、公開等に関する必要な専門的知識、技能の研修
指定文化財(美術工芸品)企画・展示セミナー	文化庁	5日間×2ヶ年	指定文化財(美術工芸品)を公開する博物館等の学芸担当者 50名程度	指定文化財(美術工芸品)の保存・公開に関する専門的知識、技能の研修
博物館・美術館等保存担当学芸員研修	国立文化財機構 東京文化財研究所	2週間	国公私立博物館、美術館等の学芸員で保存部門の担当者 25名程度	文化財保存に関する基礎的な知識及び技術についての講義・実習
埋蔵文化財担当者研修	国立文化財機構 奈良文化財研究所	研修・過程ごとに それぞれ異なる	地方公共団体の埋蔵文化財担当職員等 計170名程度	埋蔵文化財の発掘調査に必要な一般及び専門知識と技術に関する研修
文化財行政講座	文化庁	3日間	地方公共団体等の文化財行政担当職員等で、経験年数5年未満の者 100名程度	文化財行政の遂行に必要な基礎的事項及び実務上の課題に関する研修
伝統的建造物群保護行政研修 (基礎コース・実践コース)	文化庁	各3日間	地方公共団体等において伝統的建造物群の保護行政に携わる者等(実践コースは、伝統的建造物群保存地区制度をすでに導入している地方公共団体等で実務経験を有する者) 各40名程度	伝統的建造物群保存地区に係る職務遂行に必要な基礎的事項に関する研修(実践コースは、伝統的建造物群の保存にかかる諸問題に的確に対応するために必要な専門的事項に関する研修)

7 地域における伝統文化の継承・発展の支援

昨今の過疎化、都市化、急速な少子化・高齢化の進行、生活様式の変化の中で、各地域において守り伝えられてきた様々な伝統文化が消滅の危機にさらされています。

地域において守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の個性豊かな伝統文化を次世代に継承するため、地域における伝統文化を一体的かつ総合的な保存・活用を推進する「ふるさと文化再興事業」を実施しています。

1. ふるさと文化再興事業

都道府県教育委員会が策定する地域の伝統文化の保存・活用計画の中に盛り込まれた拠点地域に選定された地域内の活動や、複数の地域にまたがる分野毎の活動を対象に、伝統文化保存団体等が実施する①伝承者の養成、②用具等の整備、③映像記録の作成の事業に対して支援しています。



茨城県結城市 本場結城紬染色工業組合 藍染め体験



北海道江差町 江差土場鹿子舞保存会 太鼓製作



岡山県吉備中央町 吉川八幡宮文化財保存会 伝承教室活動

8 文化ボランティアの推進



文化ボランティア全国フォーラム

1. 文化ボランティア推進モデル事業

文化ボランティアの継続的な活動の場を創設・提供し、文化ボランティア活動の一層の環境整備を図ることを目的として、文化施設やNPO法人などが取り組む先進的・モデル的な事業を支援します。

文化庁では、「文化芸術に自ら親しむとともに、他の人が親しむのに役立ったり、お手伝いするようなボランティア活動」を「文化ボランティア活動」ととらえ、文化ボランティアを推進し、各地域で多様な活動が行われるよう、環境整備を図っています。

2. 文化ボランティア全国フォーラム

各地域で活動する文化ボランティア団体のコーディネーターや文化行政担当者、文化ボランティア実践者などが集まり、情報交換や交流を図ることを目的として、「文化ボランティア全国フォーラム」を開催しています。

また、文化ボランティアサイト(<http://www.bunkavolunteer.jp>)では、関係者が相互に情報提供・交換できる場を提供しています。

9 「文化力」で地域を元氣にする取組

1. 関西元気文化圏

平成15年3月、河合隼雄文化庁長官(当時)が「日本の社会を文化で元気にしよう」「そのために、まず関西から始めましょう」という「関西元気文化圏構想」を発表しました。これに応え、関西の自治体、経済界、関係事業者、報道機関などの代表者が集い、平成15年5月に「関西元気文化圏発起人の会」が、同年8月には「関西元気文化圏推進協議会」が発足し、「関西元気文化圏」の取組がスタートしました。現在、共通ロゴマークや専用ホームページを活用した広報活動をはじめ、関西から「文化力」を発信するための取組を幅広く展開しています。

なお、文化庁では、関西元気文化圏の取組をさら

に推進し地域に根付かせるため、平成19年1月、京都に「関西元気文化圏・連携支援室」(「関西分室」)を設置しました。



2. 丸の内元気文化プロジェクト



文部科学省が丸の内地域に仮移転し、地域の一員として「大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会」に参加したのを契機に、平成16年5月から同協議会と文部科学省とが協力して「丸の内元気文化プロジェクト」を実施しています。

本プロジェクトは、この地域で働く人々の芸術文化に触れる機会を増やすことなどにより、地域の文化力を高め、文化力で社会を元気にしていくことを目指すものです。



丸の内合唱団

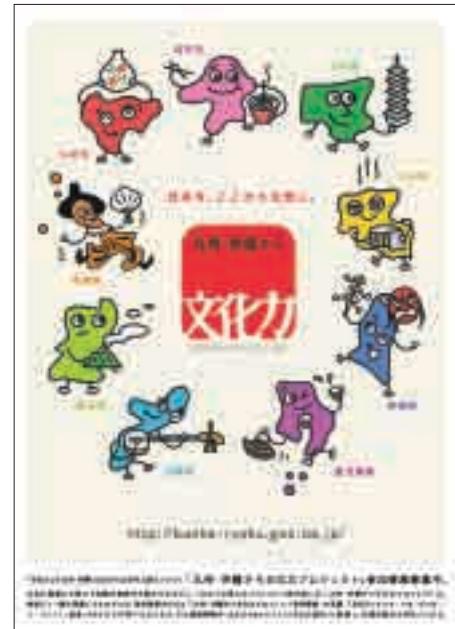


3. 「九州・沖縄から文化力」プロジェクト



平成18年3月に国立劇場おきなわで開催された「伝統文化の祭典 人間国宝 九州・沖縄」において、河合隼雄文化庁長官（当時）から、新たな文化広報プロジェクト「九州・沖縄から文化力」構想が提案されました。

これに応え、九州・沖縄・山口の自治体、経済界が中心となり、平成18年9月に「九州・沖縄文化力推進会議」が発足し、「九州・沖縄から文化力プロジェクト」がスタートしました。現在、共通ロゴマークや専用ホームページを活用した広報活動をはじめ、九州・沖縄から「文化力」を発信するための取組を幅広く展開しています。



「九州・沖縄から文化力プロジェクト」チラシ

文化財の保存と活用

1 文化財の保護の仕組み

◆国指定文化財等件数一覧

平成19年4月1日現在

指定		
重要文化財（うち国宝）	12,561件	（1,073件）※1
美術工芸品	10,255件	（860件）
建造物	2,306件	（213件）
史跡名勝天然記念物 (うち特別史跡名勝天然記念物)	2,814件	（161件）※2
史跡	1,572件	（60件）
名勝	308件	（29件）
天然記念物	934件	（72件）
重要無形文化財	保持者・団体	
芸能	各個認定	38件 （53人）
	総合認定	11件 （11団体）
工芸技術	各個認定	44件 （57人）※3
	保持団体認定	14件 （14団体）
重要有形民俗文化財	205件	
重要無形民俗文化財	252件	
選定		
重要文化的景観	2件	
重要伝統的建造物群保存地区	79地区	
登録		
登録有形文化財（美術工芸品）	4件	
登録有形文化財（建造物）	5,913件	
登録有形民俗文化財	6件	
登録記念物	14件	
文化財ではないが保護対象となるもの		
選定保存技術		保持者・団体
保持者	45件	（49人）
	保存団体	23件 （24団体）※4

※1 重要文化財の件数は国宝の件数を含む

※2 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物を含む

※3 工芸技術の各個認定者は重複認定があり、実員数は56人となる

※4 選定保存技術については保存団体に重複認定があるため、実団体件数は22団体

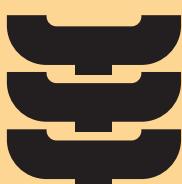
文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためになくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財の適切な保存・活用を図ることは大変重要なことです。

このため、国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定し、現状変更、修理、輸出などに一定の制限を課す一方、有形の文化財（美術工芸品、建造物、民俗資料等）については保存修理、防災、買上げ等により、また、無形の文化財（芸能、工芸技術、風俗慣習、民俗芸能等）については伝承者養成や記録作成等に対して助成するなど、保存と活用のために必要な様々な措置を講じています。

また、近年の国土開発、生活様式の変化等により保護の必要性が高まっている近代を中心とする文化財（有形文化財、有形民俗文化財、記念物）等を対象とし、指定制度よりも緩やかな保護措置を講じる登録制度を設けています。登録制度は、保存と活用が特に必要な文化財を国が登録し、届出制と指導・助言・勧告を基本として、所有者による自主的な保護を図り、指定制度を補完するものです。

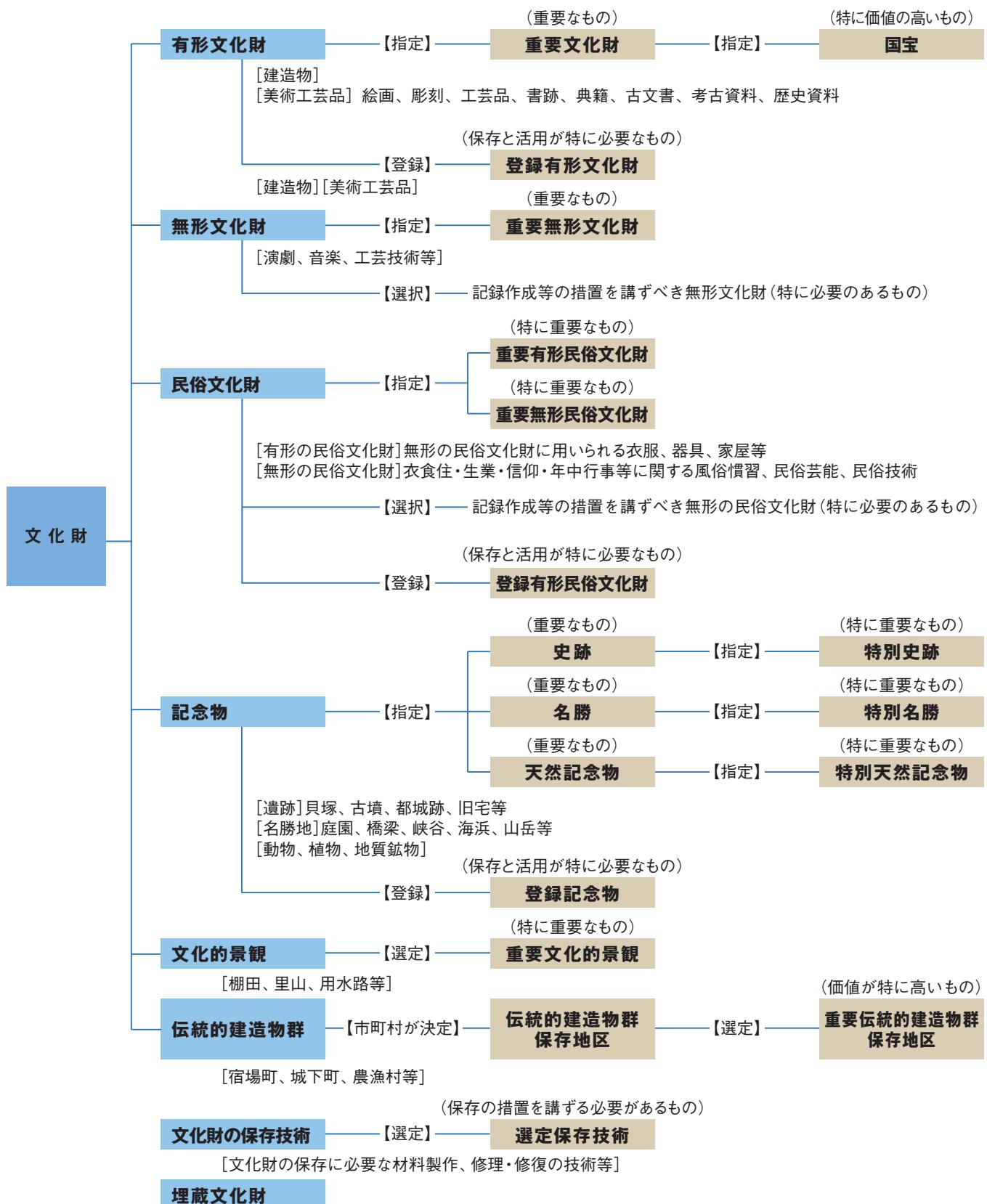
文化財愛護シンボルマーク

「文化財愛護シンボルマーク」は、文化財愛護運動を全国的に展開するため、公募により、昭和41年5月に定められたものです。このシンボルマークは、広げた両方の手のひらのパターンによって日本建築の重要な要素である斗栱（組み物）のイメージを表し、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を、過去・現在・未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。

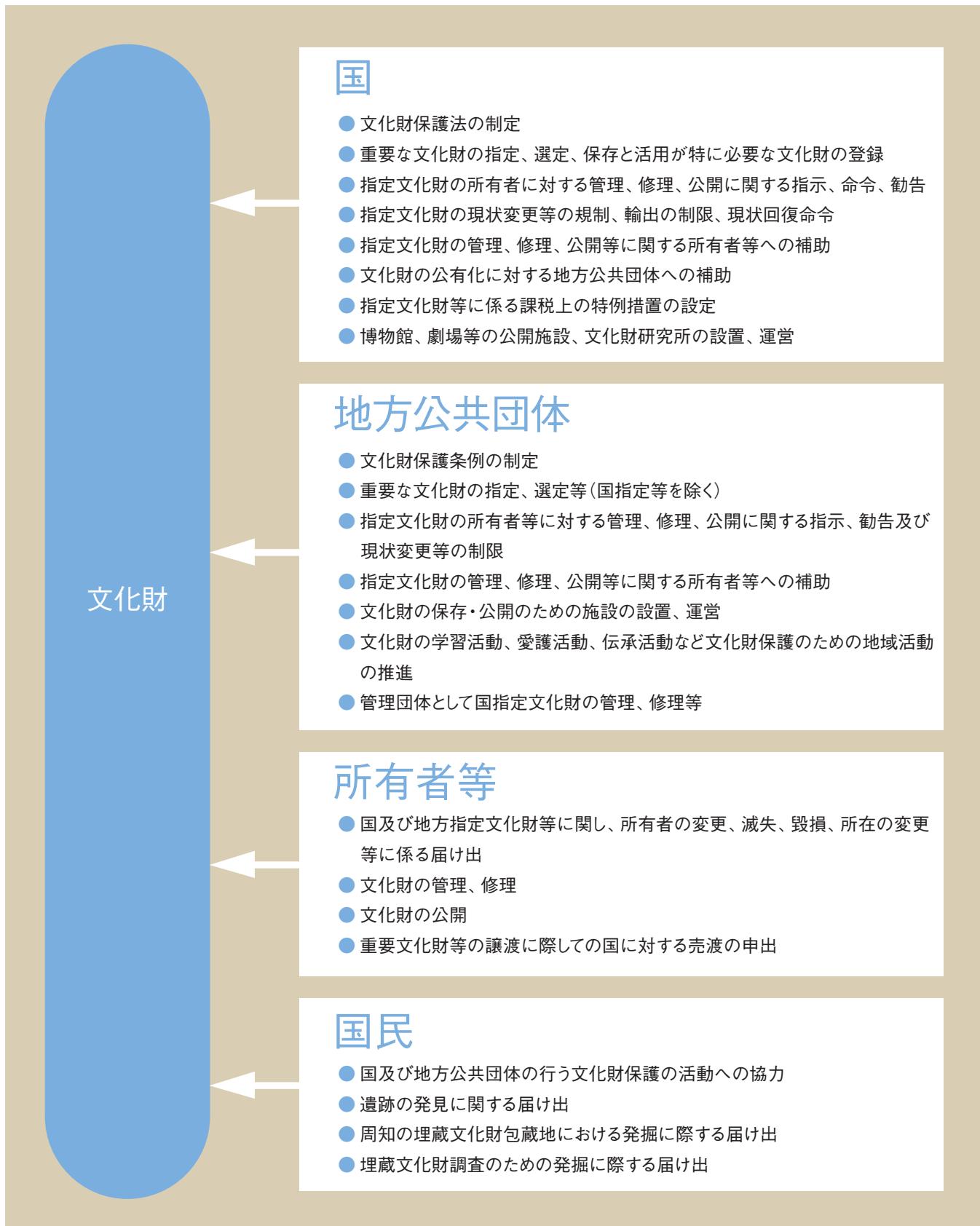


文化財の指定・選定及び登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととなっています。文化財等を種類ごとに整理すると下図のようになります。

◆文化財の体系図



◆文化財保護法等における国、地方公共団体、所有者、國



1. 有形文化財



建造物、絵画、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して有形文化財と呼んでいます。このうち、建造物以外のものを総称して「美術工芸品」と呼んでいます。

国は有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定し、さらに世界文化の見地から特に価値の高いものを国宝に指定して保護しています。また、指定制度を補完するものとして、緩やかな保護措置を講じる登録制度が設けられています。

1. 建造物

国宝・重要文化財には、平成19年4月1日現在、2,306件、4,147棟（うち国宝213件、257棟）の建造物が指定されています。これらの建造物については、現状変更を行う場合に、文化財保護法の規定により文化庁長官の許可を要することとされています。また、適切な時期に大小の保存修理が必要であり、修理事業は所有者または管理団体が行いますが、大半は国の補助事業として実施されています。我が国の歴史的建造物は多くが木で造られており、茅や檜皮のような植物性の屋根を有するものを多数含んでいて、火災に対し極めて脆弱です。このため、文化庁では、防災設備の設置について必要な補助を行うことなどによりその保護を図っています。

また、近代では、我が国の近代化の過程で生み出された貴重な文化遺産でありながらも、社会の変化のなかで急速に失われつつある近代の建造物について、所在の特定やその特徴を明らかにするための全国的な調査を行っています。こうした調査の成果に基づいて重要文化財に指定された近代の建造物も増えつつあります。

◆国宝・重要文化財（建造物）時代別指定・棟数

種類別		件数	棟数
近世以前の分類	神社	561 (36)	1,147 (58)
	寺院	842 (154)	1,099 (160)
	城郭	52 (8)	234 (16)
	住宅	94 (12)	150 (20)
	民家	334	733
	その他	192 (3)	262 (3)
小計		2,075 (213)	3,625 (257)
近代の分類	宗教施設	18	18
	住居施設	60	201
	学校施設	34	60
	文化施設	28	36
	官公庁舎	20	25
	商業・業務	18	23
	産業・交通・土木	49	149
その他		4	10
小計		231	522
合計		2,306 (213)	4,147 (257)

注（ ）内は国宝で内数

平成19年4月1日現在



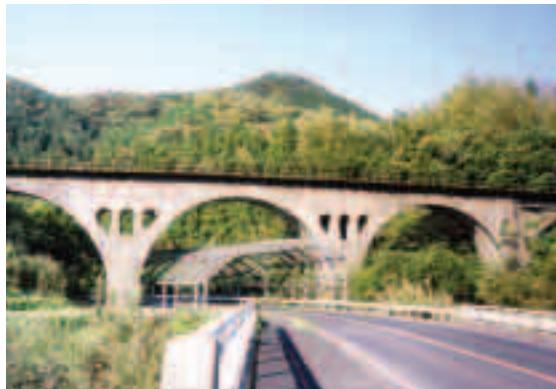
広島平和記念資料館



豊穣池堰堤（撮影：小野吉彦）



旧草軽電鉄北軽井沢駅駅舎(提供:群馬県長野原町教育委員会)



福井川橋梁(提供:長崎県佐世保市教育委員会)

平成8年の文化財保護法改正によって、保存及び活用のための措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する文化財登録制度が導入されました。この制度は、近年の国土開発、都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代を中心とする文化財建造物を後世に幅広く継承していくため、届出制と指導・助言を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度であり、従来の指定制度を補完するものです。

住宅や公共建築などの建築物をはじめ、橋や堤防などの土木構造物、塀や櫓などの工作物など様々な建造物が登録され、平成17年12月には登録件数が5,000件を越えました。平成19年4月1日現在5,913件が登録され、その所在は47都道府県631市町村(区)に及んでいます。

2. 美術工芸品

美術工芸品の国による指定は、古社寺保存法の施行された明治30年に始まり、現在の文化財保護法の下で、平成19年4月1日現在、10,255件(うち国宝860件)の指定が行われています。

国宝・重要文化財の管理・修復は、所有者または管理団体(指定文化財の適正な管理を行うため文化庁長官により指定された地方公共団体、その他の法人)が行うこととされています。国宝・重要文化財(美術工芸品)の所有者別件数は、社寺所有のものが約60%を占めています。

◆国宝・重要文化財種別件数

区分	件数	合計
絵画	1,795 (157)	1,952
彫刻	2,489 (126)	2,615
工芸品	2,153 (252)	2,405
書跡・典籍	1,634 (223)	1,857
古文書	658 (59)	717
考古資料	518 (41)	559
歴史資料	148 (2)	150
計	9,395 (860)	10,255

(注)()内は国宝で内数である。

平成19年4月1日現在

これらの指定文化財については、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、許可を要することとされており、また、海外展等のため必要と認めて許可した場合を除き輸出が禁止されています。国は、その保存や修理等に対して国庫補助を行うなどの援助を行っており、文化庁長官は、その管理・修理や公開などに関して指示を行うことができることとされています。

また、平成17年4月から美術工芸品の分野にも文化財登録制度が導入され、平成19年4月1日現在、有田磁器をはじめ、4件の登録が行われています。

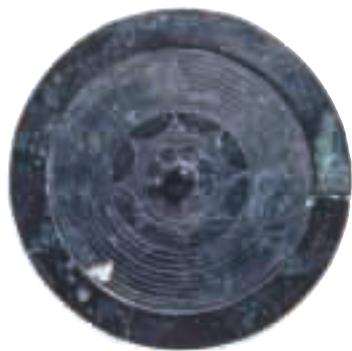
◆登録有形文化財(美術工芸品)一覧

登録年月日	名称	所在
平成18年 3月31日	有田磁器 (柴田夫妻コレクション)	佐賀県立 九州陶磁文化館
	飛驒地域考古資料 (江馬修菟集品)	高山市風土記の丘 学習センター
	建築教育資料 (京都帝国大学工学部 建築学教室旧蔵)	国立大学法人 京都大学
	紙芝居資料	宮城県図書館

平成19年4月1日現在



国宝
絹本着色孔雀明王像



国宝
福岡県平原方形周溝墓出土品のうち銅鏡



国宝
琉球国王尚家関係資料のうち王冠



登録有形文化財
建築教育資料 (京都帝国大学工学部建築学教室旧蔵)



登録有形文化財
有田磁器 (柴田夫妻コレクション)

2. 無形文化財



重要無形文化財「組踊立式」
保持者 徳村正吉（芸名：宮城能鳳）（写真 右）

◆重要無形文化財保持者等認定件数

区分	種類	件数	
		各個認定	総合認定・ 保持団体認定
芸能	雅楽	0	1
	能楽	7	1
	文楽	3	1
	歌舞伎	5	1
	組踊	2	1
	音楽	18	6
	舞踊	1	0
	演芸	2	0
小計		38件	11件
工芸技術	陶芸	10	3
	染織	14	7
	漆芸	5	1
	金工	7	0
	木竹工	2	0
	人形	2	0
	手漉和紙	3	3
	截金	1	0
	小計	44件	14件
合計		82件	25件

平成19年4月1日現在

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものを「無形文化財」といいます。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはそのわざを体得した個人または個人の集団によって体現されます。

国は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定し、同時に、これらのわざを高度に体現しているものを保持者または保持団体に認定し、我が国の伝統的なわざの継承を図っています。保持者等の認定には、「各個認定」、「総合認定」、「保持団体認定」の3方式がとられています。

重要無形文化財の保護のため、国は、各個認定の保持者（いわゆる「人間国宝」）に対し特別助成金（年額200万円）を交付しているほか、保持団体、地方公共団体等の行う伝承者養成事業、公開事業等に対しその経費の一部を助成しています。このほか、国立劇場においては、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、演芸等の芸能に関して、それぞれの後継者養成のための研修事業等を行っています。

また、重要無形文化財に指定されていないものの、我が国の芸能や工芸技術の変遷を知る上で貴重であり、記録作成や公開等を行う必要がある無形の文化財について、「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」として選択し、国や地方公共団体が記録作成を行っています。



重要無形文化財「漆工」
保持者 小森邦博（雅号：小森邦衛）

3. 民俗文化財



民俗文化財には、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で創造し、継承してきた有形・無形の民俗文化財があり、我が国民の生活の推移を理解するうえで欠くことのできないものです。

国は、このような有形・無形の民俗文化財のうち特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、その保護を図っています。平成19年4月1日現在、205件が重要有形民俗文化財に、252件が重要無形民俗文化財に指定されています。

重要有形民俗文化財については、その修理や管理に関する事業、保存活用整備や防災施設など保存のために必要な施設の設置等の事業に対して補助を行っており、重要無形民俗文化財については、伝承者の養成や用具等の修理・新調などの事業に対して補助を行っています。このほか、国指定の有無を問わず、地方公共団体等が行う有形・無形の民俗文化財調査事業や無形の民俗文化財の伝承、活用事業などに対して、その経費の一部を補助しています。

また、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」として登録することとし、平成19年4月1日現在、6件を登録しています。重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に記録作成などを行う必要のあるものについては、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択し、必要に応じて国が記録を作成したり、地方公共団体が行う記録作成事業に対し補助を行っています。平成19年4月1日現在、567件が記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択されています。



重要有形民俗文化財「吉野林業用具と材産加工用具」
樽丸製作用具



重要無形民俗文化財「御嶽神楽」五方礼始

◆重要有形民俗文化財指定件数

種類	件数
衣食住に用いられるもの	28
生産、生業に用いられるもの	86
交通、運輸、通信に用いられるもの	18
交易に用いられるもの	1
社会生活に用いられるもの	1
信仰に用いられるもの	36
民俗知識に関して用いられるもの	7
民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの	23
人の一生に関して用いられるもの	3
年中行事に用いられるもの	2
合計	205

平成19年4月1日現在

◆重要無形民俗文化財指定件数

区分	件数
風俗慣習	99
民俗芸能	148
民俗技術	5
合計	252

平成19年4月1日現在

4. 記念物



旧古河氏庭園（提供：北区）

◆史跡の種類別指定件数

平成19年4月1日現在

分類	件数
貝塚・古墳等	642 (14)
都城跡等	338 (19)
社寺跡等	263 (14)
学校その他教育・学術・文化に関する遺跡	24 (3)
医療施設その他社会・生活に関する遺跡	6
交通施設その他経済・生産活動に関する遺跡	164 (2)
墳墓・碑等	72 (3)
旧宅・園池等	82 (6)
外国及び外国人に関する遺跡	7
合計	1,598 (61)

(注) ()内は特別史跡で内数である。

◆名勝の種類別指定件数

平成19年4月1日現在

分類	件数
庭園	190 (23)
公園	7
橋梁	2
花樹	13
松原	6 (1)
岩石・洞穴	14
峡谷・溪流	34 (5)
瀑布	9
湖沼	2 (1)
浮島	1
湧泉	1
海浜	29
島嶼	8 (2)
砂嘴	1 (1)
山岳	15 (2)
丘陵・高原・平原	2
河川	1
展望地点	10
合計	345 (35)

(注) ()内は特別史跡で内数である。

◆天然記念物の種類別指定件数

平成19年4月1日現在

分類	件数
動物	191 (21)
植物	539 (30)
地質鉱物	222 (20)
天然保護区域	23 (4)
合計	975 (75)

(注) ()内は特別天然記念物で内数である。



旧富岡製糸場(西蘭倉庫)（提供：富岡市）



函館公園（提供：函館市）

記念物とは以下の文化財の総称です。

- ①貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの
- ②庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または観賞上価値の高いもの
- ③動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの

国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、保護を図っています。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定します。

史跡等に指定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官の許可を要することとされています。また、地方公共団体が国庫補助を受けてその土地等を買い取ることにより実質的な補償に配慮するとともに、史跡等の保存活用を広く図るため、国庫補助によりその整備を行っています。

また、開発等により保護の必要が高まっている近代の記念物に対して、届出制と指導等を基本とする緩やかな保護措置を講じ、所有者の自主的な保護を図る「登録記念物」の制度が導入され、平成19年4月1日現在14件が登録されています。

5. 文化的景観



平成17年の文化財保護法改正により、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」として文化的景観が文化財の一類型として位置付けられました。国は、都道府県又は市町村の申出に基づき、必要な保護の措置が講じられている文化的景観のうち特に重要なものを重要文化的景観に選定することができるようされています。

国は、当該文化的景観の歴史的変遷・自然的環境及び生活・生業等の調査事業、測量・図化を含め重要文化的景観選定の申出に必要な保存計画策定事業、重要文化的景観に選定されたものについて復旧修理・修景や防災工事・説明板の設置等を行う整備事業、地域住民等が参加する勉強会や公開講座・ワークショップの開催等にかかる普及・啓発事業に対して、その経費の一部を補助しています。

平成18年1月26日に「近江八幡の水郷」(滋賀県近江八幡市)が初めて重要文化的景観に選定され、同年7月28日には「一関本寺の農村景観」(岩手県一関市)が選定されました。

◆重要文化的景観選定基準

- 一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの
- (一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地
 - (二) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
 - (三) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
 - (四) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
 - (五) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
 - (六) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
 - (七) 道・広場などの流通・往来に関する景観地
 - (八) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地
- 二 前項各号に掲げるものが複合した景観うち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの



水郷内で収穫された糀の搬出風景（提供：近江八幡市）

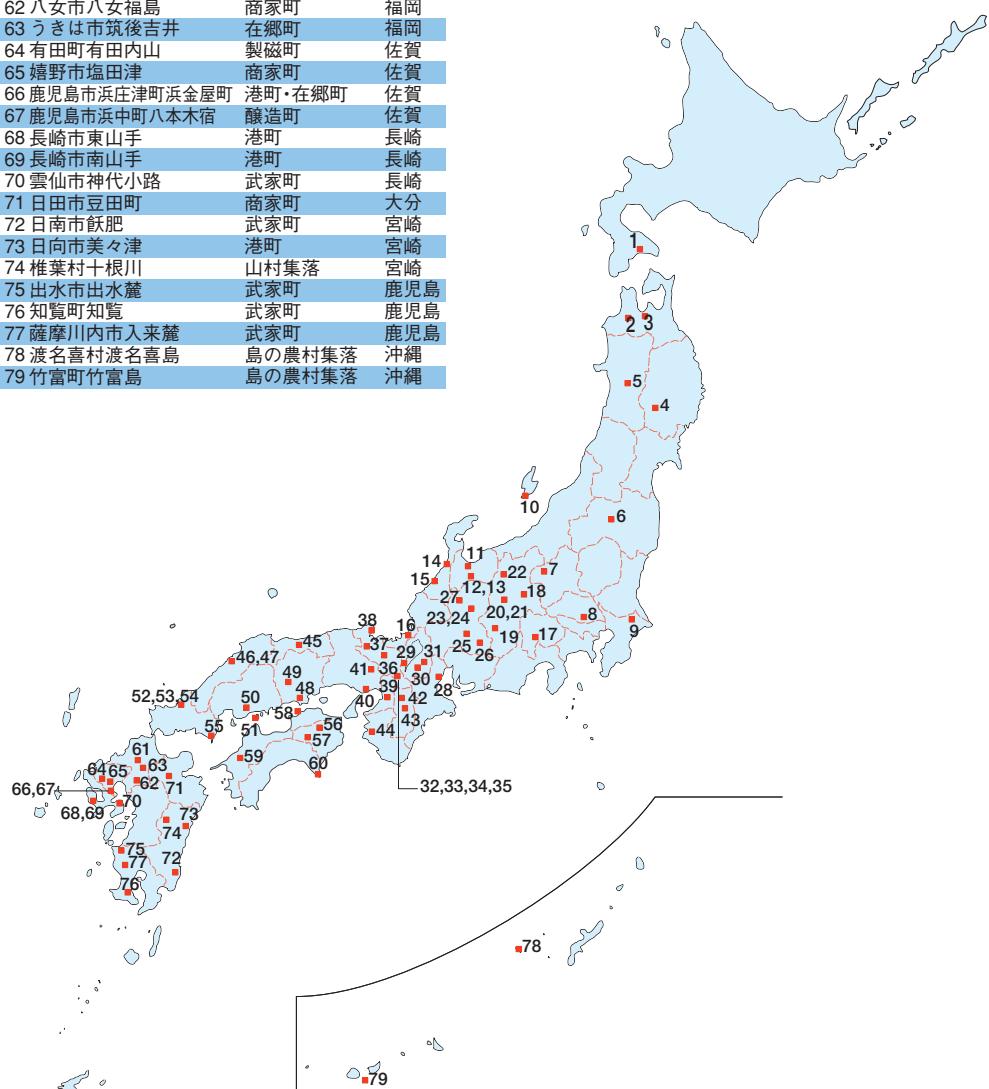


微地形に沿って湾曲する水路（提供：一関市）

6. 伝統的建造物群保存地区

◆重要伝統的建造物群保存地区一覧

1 函館市元町末広町	港町	北海道	56 美馬市脇町南町	商家町	徳島
2 弘前市仲町	武家町	青森	57 三好市東祖谷山村落合	山村集落	徳島
3 黒石市中町	商家町	青森	58 丸亀市塙飽本島町笠島	港町	香川
4 金ヶ崎町城内諏訪小路	武家町	岩手	59 内子町八日市護国	製蝦町	愛媛
5 仙北市角館	武家町	秋田	60 室戸市吉良川町	在郷町	高知
6 下郷町大内宿	宿場町	福島	61 朝倉市秋月	城下町	福岡
7 六合村赤岩	山村・養蚕集落	群馬	62 八女市八女福島	商家町	福岡
8 川越市川越	商家町	埼玉	63 うきは市筑後吉井	在郷町	福岡
9 香取市佐原	商家町	千葉	64 有田町有田内山	製磁町	佐賀
10 佐渡市宿根木	港町	新潟	65 嬌野市塙田津	商家町	佐賀
11 高岡市山町筋	商家町	富山	66 鹿児島市浜庄津町浜金屋町	港町・在郷町	佐賀
12 南砺市相倉	山村集落	富山	67 鹿児島市浜町八本木宿	醸造町	佐賀
13 南砺市菅沼	山村集落	富山	68 長崎市東山手	港町	長崎
14 金沢市東山ひがし	茶屋町	石川	69 長崎市南山手	港町	長崎
15 加賀市加賀橋立	船主集落	石川	70 雪仙市神代小路	武家町	長崎
16 若狭町熊川宿	宿場町	福井	71 日田市豆田町	商家町	大分
17 早川町赤沢	山村・講中宿	山梨	72 日南市飫肥	武家町	宮崎
18 東御市海野宿	宿場・養蚕町	長野	73 日向市美々津	港町	宮崎
19 南木曾町妻籠宿	宿場町	長野	74 椎葉村十根川	山村集落	宮崎
20 塩尻市奈良井	宿場町	長野	75 出水市出水麓	武家町	鹿児島
21 塩尻市木曾平沢	漆工町	長野	76 知覧町知覧	武家町	鹿児島
22 白馬村青鬼	山村集落	長野	77 球磨川内市入来麓	武家町	鹿児島
23 高山市三町	商家町	岐阜	78 渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	沖縄
24 高山市下二之町大新町	商家町	岐阜	79 竹富町竹富島	島の農村集落	沖縄
25 美濃市美濃町	商家町	岐阜			
26 恵那市岩村町本通り	商家町	岐阜			
27 白川村荻町	山村集落	岐阜			
28 亀山市閑宿	宿場町	三重			
29 大津市坂本	里坊群・門前町	滋賀			
30 近江八幡市八幡	商家町	滋賀			
31 東近江市五個荘金堂	農村集落	滋賀			
32 京都市上賀茂	社家町	京都			
33 京都市産寧坂	門前町	京都			
34 京都市祇園新橋	茶屋町	京都			
35 京都市嵯峨鳥居本	門前町	京都			
36 南丹市美山町北	山村集落	京都			
37 謝野町加悦	製織町	京都			
38 伊根町伊根浦	漁村	京都			
39 富田林市富田林	寺内町・在郷町	大阪			
40 神戸市北野町山本通	港町	兵庫			
41 篠山市篠山	城下町	兵庫			
42 檜原市今井町	寺内町・在郷町	奈良			
43 宇陀市松山	商家町	奈良			
44 湯浅町湯浅	醸造町	和歌山			
45 倉吉市打吹玉川	商家町	鳥取			
46 大田市大森銀山	鉱山町	島根			
47 大田市温泉津	港町・温泉町	島根			
48 倉敷市倉敷川畔	商家町	岡山			
49 高梁市吹屋	鉱山町	岡山			
50 竹原市竹原地区	製塩町	広島			
51 呉市豊町御手洗	港町	広島			
52 萩市堀内地区	武家町	山口			
53 萩市平安古地区	武家町	山口			
54 萩市浜崎	港町	山口			
55 柳井市古市金屋	商家町	山口			



昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになりました。市町村は、伝統的建造物群保存地区を定め、また、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定めます。国は市町村からの申出を受けて、わが国にとって価値が高いと判断されるものを重要伝統的建造物群保存地区に選定します。

選定による新たな規制は生じません。選定により

価値を認めることで、文化庁や都道府県教育委員会は、市町村の保存の取り組みに対して指導・助言ができるようになります。また、市町村が行う修理修景事業、防災設備の設置事業、案内板の設置事業等に対して財政的援助を行うほか、税制優遇措置を設けるなどして市町村を支援しています。

平成19年4月1日現在、重要伝統的建造物群保存地区は、68市町村で79地区（合計面積約2,996ha）あり、約14,300件の建造物が保存すべき伝統的建造物として特定されています。

7. 文化財保存技術



昭和50年の文化財保護法の改正によってこの制度が設けられ、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要のあるものを、文部科学大臣は選定保存技術として選定し、その保持者及び保存団体を認定しています。

国は、選定保存技術の保護のため、自ら記録の作成や伝承者の養成等を行うとともに、保持者、保存団体等が行う技術の鍛磨、伝承者養成等の事業に対し必要な援助を行っています。



選定保存技術「琵琶製作修理」
保持者 石田勝雄（雅号：四世 石田不識）

8. 埋蔵文化財



我が国では現在約46万ヶ所の遺跡が知られています。遺跡は先人たちが営んできた生活の直接的な証であり、記録だけでは知ることのできない歴史と文化を生き生きと物語る、国民共有の貴重な歴史的財産です。

このような貴重な埋蔵文化財を保護するために、調査や土木工事等のために遺跡の発掘や土木工事を行う場合、届け出が必要です。また、開発事業により埋蔵文化財を現状のまま保存することができない場合、開発事業者に経費負担を求めて、記録保存の発掘調査を実施します。ただし、個人の住宅建設など、経費負担を求めることが適当でない場合には、国庫補助により地方公共団体が調査を行うこととしています。

出土品の取り扱い

発掘等により出土品が発見された場合、所有者が明らかなときを除き、発見者は警察署長へ差し出さなければなりません。警察署長は、差し出された物件が文化財と認められるときは、都道府県、指定都市又は中核市の教育委員会に提出することとされています。

都道府県等の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査します。文化財と認められたもので所有者が判明しないものについては、原則として、都道府県に帰属します。



発掘調査風景（提供：高槻市教育委員会）

2 文化財分野における国際交流・協力の推進

文化財は人類共通の財産であり、その保護のためには国際的な交流・協力が不可欠です。このため、文化庁では、以下のような取組を行っています。

1. 文化遺産保護国際貢献事業

紛争や自然災害により被災した文化財を保護するため、当該国からの要請を踏まえ、我が国の専門家の派遣及び相手国の専門家の招へいを行うなど、緊急の取組を行うため、「文化遺産保護国際貢献事業」を実施しています。これまで次の事業を実施してきました。

- アフガニスタン国立公文書館所蔵の文字文化財保存支援(H16～H18)
- インドネシア・アチェ州立公文書館への支援(H17～H18)
- ベトナム・タンロン遺跡への専門家派遣(H17～)
- インドネシア・ジャワ島中部地震被災状況調査支援(H18～)

2. 文化遺産国際協力コンソーシアム

平成18年6月20日、文化庁、外務省、教育研究機関、独立行政法人及び民間助成団体等によって構成される文化遺産国際協力コンソーシアムが発足しました。

効率的・効果的な文化遺産国際協力を推進するた

めネットワークの構築、情報の収集・提供、調査研究、広報・普及活動等を主な活動とし、海外の文化遺産保護に関する国内の連携及び協力の強化に取り組んでいます。

3. 文化財保存修復研究協力

(独)国立文化財機構東京文化財研究所では、文化遺産国際協力センターを中心に、敦煌(中国)、アンコール(カンボジア)、バーミヤン(アフガニスタン)などを対象にした調査研究などの協力事業を実施しています。また、各国の文化財保存修復関係者を招へいし、研修やセミナーを実施しています。

一方、諸外国の博物館等が所蔵する我が国の古美術品は、保存修復に関する専門家が不在であることから定期的な修理がなされず、経年による劣化によりその保存状況が悪化しているものが多数あります。このため、在外古美術品の調査を行うと共に、平成3年度からその修復協力を実施しています。

更に、平成11年度から奈良県、奈良市、(財)ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の協力を得て、アジア太平洋地域の専門家を招き研修を実施しています。(平成18年度:28人)

ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力
事務所ホームページ
<http://www.nara.accu.or.jp/>
(独)国立文化財機構東京文化財研究所
<http://www.tobunken.go.jp/index-J.html>



アフガニスタンにおける国際協力 (提供: 東京文化財研究所)

4. 二国間交流・協力



1. 韓国との文化財交流

平成15年4月、文化庁長官と韓国の文化財庁長により署名された文化財全般の交流に関する取極に基づいて、人的、技術的な交流を行っています。

2. イタリアとの文化財交流

文化財の保存修復、国際協力の分野で長年の経験を有するイタリアとも、文化財交流を進めています。平成18年2月には、文化庁、イタリア大使館、朝日新聞社の共催で、日伊シンポジウム「人類の文化遺産国際協力で守る」を東京で開催しました。

平成19年3月にはルテッリ・イタリア文化財・文化活動大臣(副首相)と伊吹文部科学大臣が日・イタリア文化遺産国際協力の文書(ROD)に署名しました。今後、両国の協力で両国の文化財及び第三国文化財に対する国際協力を推進していく予定です。



署名後、握手をする伊吹文部科学大臣とルテッリ・イタリア副首相

5. 海外展



日本古美術品海外展

文化財を通じた国際交流は、国家間の文化の交流や相互理解の増進に寄与するものです。文化庁では、我が国の優れた文化財を外国に紹介し、日本の歴史、文化に対する理解を深め、国際文化交流を推進するため、昭和26年以降、国宝・重要文化財を含む日本古美術展を継続的に実施しています。

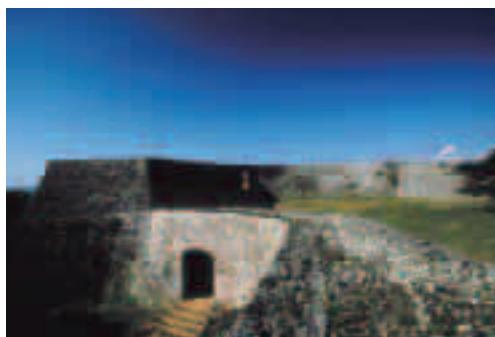


平成18年度日本古美術品海外展「隠された顔：日本の仮面」展
(於 シンガポール共和国 アジア文明博物館)

6. 世界遺産



紀伊山地の霊場と参詣道



琉球王国のグスク及び関連遺産群

世界遺産条約は、地球上に存在する様々な文化遺産、自然遺産を世界の全ての人にとってかけがえのない遺産として保護していくこうとする考え方から、昭和47年にユネスコ総会で採択されました。平成19年4月現在183か国が締結しており、日本は平成4年に締結しています。

世界遺産委員会では、世界各国からの推薦に基づき、顕著な普遍的価値を有する遺産を世界遺産に登録しています。本年は、ニュージーランドにて世界遺産委員会が開催され、石見銀山遺跡とその文化的景観が文化遺産として世界遺産一覧表に記載されました。

日本では既に文化遺産11件、自然遺産3件の合計14件が世界遺産に記載されています。

◆世界遺産一覧表に記載されているもの

平成19年7月2日現在

文化遺産	世界遺産一覧表に記載されているもの	
	自然遺産	文化遺産
法隆寺地域の仏教建造物	屋久島	
姫路城	白神山地	
古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)	知床	
白川郷・五箇山の合掌造り集落		
原爆ドーム		
厳島神社		
古都奈良の文化財		
日光の社寺		
琉球王国のグスク及び関連遺産群		
紀伊山地の霊場と参詣道		
石見銀山遺跡とその文化的景観		

7. 無形文化遺産の保護

生活形態や価値観の変化に伴い、各国・地域の無形文化遺産が急速に失われつつある中で、その保護のための国際的な取組が必要とされています。我が国の文化財保護法においては、各国に先駆けて無形文化遺産を保護対象とし、この分野において積極的な取組を行ってきています。

◆これまで傑作として宣言されたもの

年	総宣言数	宣言を受けた我が国の無形文化遺産
平成13年	19 件	能楽
平成15年	28 件	人形浄瑠璃文楽
平成17年	43 件	歌舞伎（伝統的な演技演出様式によって上演される歌舞伎）

1. 人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言

ユネスコは、人類の口承及び無形遺産の傑作を讃えるとともに、その継承と発展を図ることを目的として、平成13年度より加盟国から提出される候補でユネスコの基準を満たすものを、隔年で傑作として宣言してきました。

2. 無形文化遺産保護条約

平成15年10月、ユネスコ総会において、無形文化遺産の保護に関し拘束力のある初めての国際的な法的枠組として「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択されました。我が国は、平成16年6月、本条約の早期発効を促すため、3番目の締約国となりました。条約発効後、締約国は、自国の無形文化遺産保護に努めるとともに、国際的な枠組の中で、世界の無形文化遺産保護のために協力することが求められます。

また、締約国の代表により構成される政府間委員会において、「人類の無形文化遺産の代表一覧表」、「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」が作成され、「無形文化遺産基金」などによりその保護が図られます。

本条約は、平成18年4月に発効し、現在、78か国が締結しています(平成19年6月現在)。

なお、この条約の発効後は、それ以前に「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言された無形文化遺産は、「人類の無形文化遺産の代表一覧表」に記載されます。



能『景清』



人形浄瑠璃文楽『本朝廿四孝』
十種香の段



歌舞伎『廓文章』吉田屋の場

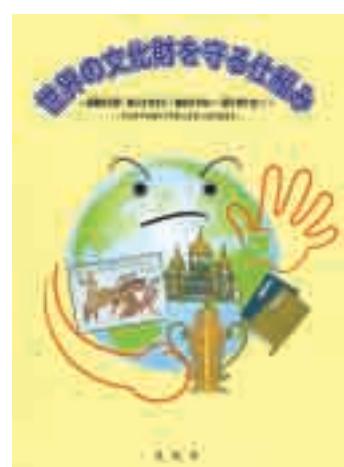
8. 文化財の不法な輸出入等の規制について

不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入などの危険から保護することを目的として、我が国は、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結するとともに、平成14年9月に「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」の制定と文化財保護法の改正を行いました。(同年12月9日施行)。このことにより、以下のような変更が生じました。

●外国の博物館などから盗取されたもので文部科学省令で定める文化財(特定外国文化財)は、原則輸入禁止。

●特定外国文化財の盗難の被害者については、現行民法で認められている代価弁償を条件とし、回復請求期間を2年間から特例として10年間に延長。

●重要有形民俗文化財の輸出が届出制から許可制へ。

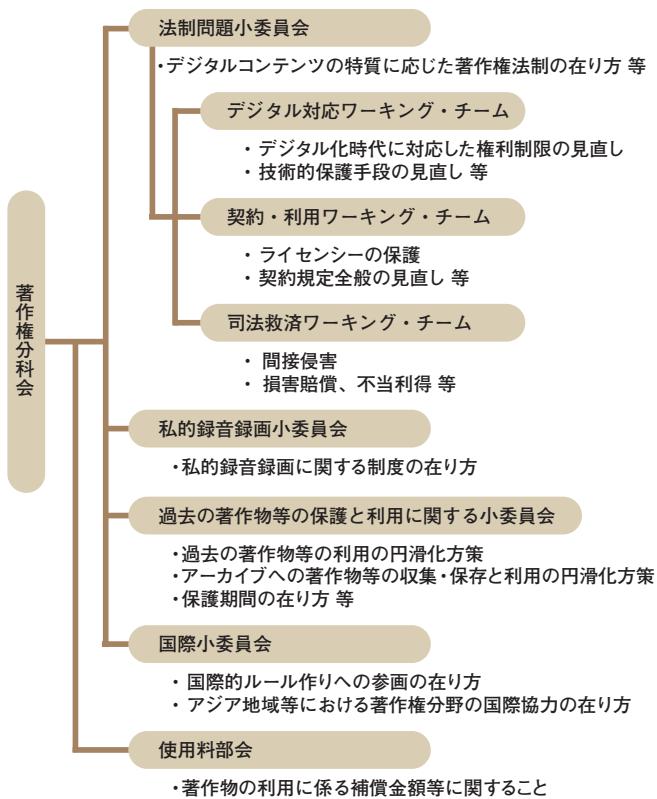


広報用パンフレット

新しい時代に対応した 著作権施策の展開

1. 法制度の整備

第7期 著作権分科会の構成



我が国では、知的財産立国の実現に向けた施策を推進していますが、著作権についても急速に進む技術革新や新たなビジネスの登場、グローバリゼーションの進行等に対応するため、権利の保護と公正な利用の調和を図りつつ、著作権法制度を整備することが求められています。

第7期(平成19年2月～)文化審議会著作権分科会では、「著作権法に関する今後の検討課題」(平成17年1月著作権分科会)や「知的財産推進計画」(知的財産戦略推進本部)に挙げられた課題について審議を進めています。

具体的には、「法制問題小委員会」において、デジタルコンテンツの特質に応じた法制度の在り方や海賊版の拡大防止のための法的措置などについて、「私的録音録画小委員会」において、私的録音録画補償金制度の見直しについて、「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」において、保護期間の見直しや過去の著作物等の利用の円滑化方策などについて検討を行っています。

2. 円滑な流通の促進

著作物等の円滑な流通を促進するため、著作物の流通環境の整備、著作権契約システムの構築、著作物を活用したビジネスの振興等に資する支援を行っています。

具体的には、①著作権等管理事業法の的確な運用、非一任型の管理事業に関する実態調査、②契約の在り方に関する調査研究、③文書による著作権契約の普及・啓発、④意思表示システムに関する調査研究、著作者が自分の著作物を他人に使ってもらっても良いと考える場合にその意思を表示するための

「自由利用マーク」の普及等を行っています。

「自由利用マーク」

詳しくは文化庁ホームページをご参照ください。

<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/riyoumark.html>



3. 国際的課題への対応



1. アジア地域における海賊版対策

アジア諸国において、我が国のゲームソフト、アニメ、音楽などに対する関心が高まる一方で、これら我が国の著作物の海賊版が大量に流通しており、放置することのできない深刻な問題となっています。そのため、文化庁では、海賊版対策について、①二国間協議による侵害発生国への取締強化の要請、②途上国を対象とした研修等の協力事業の実施、③権利者向けの手引書の作成など我が国の企業の諸外国での権利行使の支援、④官民合同ミッションの派遣など官民連携の強化等の施策を積極的に講じています。

2. 国際的ルールづくりへの参画

国際的ルールづくりへの参画としては、現在WIPO（世界知的所有権機関）では視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の策定に向けた議論が行われており、我が国は各国間の意見の調整を図るなど議論を推進させるために、積極的な役割を果たしています。また、アジア諸国を中心に著作権等関係条約の締結を働きかけています。

4. 著作権教育の充実



インターネット時代のまんが著作権教室

インターネット時代を迎え、著作権に関する知識や意識は、広く多くの人々にとって不可欠なものとなっています。こうした新しい状況に適切に対応するため、文化庁では、平成14年度から著作権に関する総合的な教育事業である「著作権学ぼうプロジェクト」を展開しています。児童生徒が楽しく学べる学習ソフトや著作権Q&Aデータベースの開発・公開、様々なニーズに応じた著作権講習会の開催（国民一般向け、教職員向け等）、著作権教育研究協力校による指導方法等の研究、全国の中学生への漫画教材の配布等を行っています。

国語に関する施策の推進

1 国語施策の推進

国語に関する問題は、これまで国語審議会を中心となって検討・改善を図ってきました。具体的には、表記に関して、一般の社会生活における「目安」又は「よりどころ」として、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「外来語の表記」などを定めています。

文化審議会国語分科会（平成13年1月に国語審議会を改組）では、平成17年3月の文部科学大臣諮問①「敬語に関する具体的な指針の作成について」②「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」

を受け、検討を続けてきました。①については、平成19年2月2日「敬語の指針」を答申しました。②については引き続き、審議をしています。

また、「言葉」について考える体験事業の実施など、国民全体の国語に対する关心と理解を深めるために必要な施策を講じています。

このほか、独立行政法人国立国語研究所において、分かりにくい外来語について検討を進め、言い換え例等の提案を取りまとめて普及書を刊行しました。

◆国語審議会及び文化審議会（国語分科会）の主要な答申と実施状況

①内閣告示・訓令にかかわるもの

国語審議会

諮詢	諮詢当時の内閣告示・訓令	答申	現行の内閣告示・訓令
国語施策の改善の具体策について（昭41.6）	当用漢字表（昭21.11） 当用漢字音訓表（昭23.2） 当用漢字字体表（昭24.4） 送りがなのつけ方（昭34.7） 現代かなづかい（昭21.11）	常用漢字表（昭56.3） 改定送り仮名の付け方（昭47.6） 改定現代仮名遣い（昭61.3） 外来語の表記（平3.2）	常用漢字表（昭56.10） 送り仮名の付け方（昭48.6） 現代仮名遣い（昭61.7） 外来語の表記（平3.6）

②内閣告示・訓令にかかわらないもの

国語審議会

諮詢	答申
新しい時代に応じた国語施策の在り方について（平5.11）	・現代社会における敬意表現（平成12.12） ・表外漢字字体表（平成12.12） ・国際社会に対応する日本語の在り方（平12.12）

文化審議会国語分科会

諮詢	答申（文化審議会）
これからの時代に求められる国語力について（平14.2）	・これからの時代に求められる国語力について（平16.2） （これからの時代に求められる国語力を身に付けるための方策について） ①国語教育の在り方 ②読書活動の在り方
敬語に関する具体的な指針の作成について	敬語の指針（平成19.2）
情報化時代に対応する漢字政策の在り方について（平17.3）	漢字政策の在り方については審議中

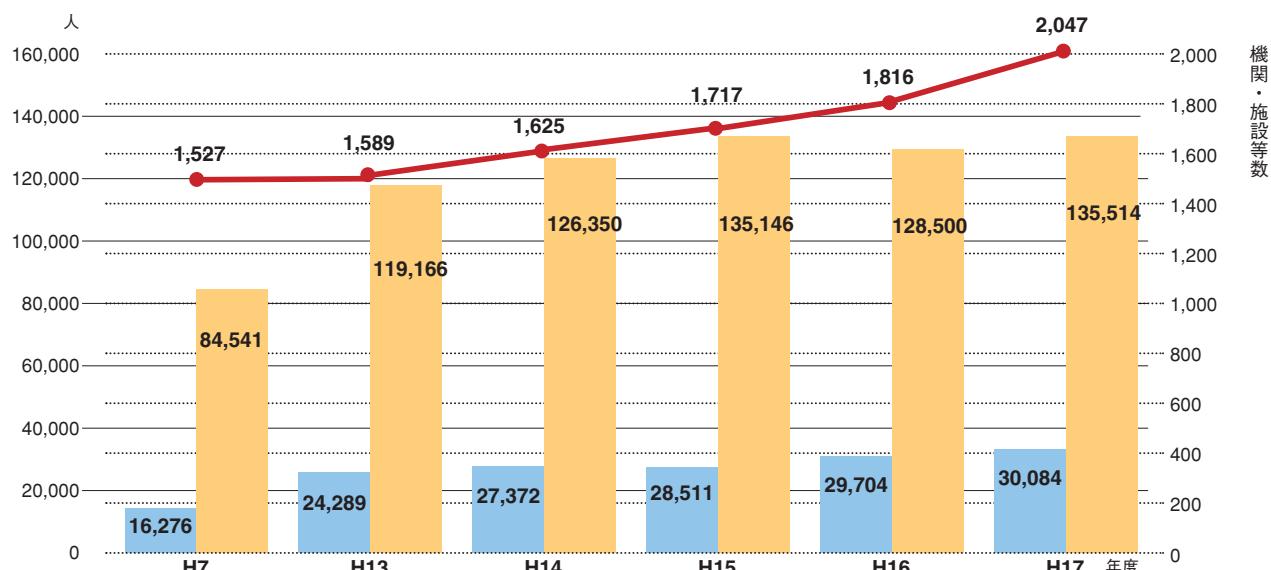
2 外国人等に対する日本語教育の推進

国内外の日本語学習者の増大や学習目的の多様化等に対応し、コミュニケーション言語としての日本語学習の振興を図るとともに、文化発信の基盤としての日本語教育の推進を図るため、文化庁では、次のような施策を講じています。

区分	概要
日本語教育の指導内容・方法の充実	多様化する日本語の学習ニーズに対応するため、日本語教育の実態調査や日本語教育研究協議会等を実施している。
「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送れるようにするために、「生活者としての外国人」を対象とした日本語教室の設置や研修、研究開発、またハンドブックの作成等を行う。
地域日本語教育支援事業	ボランティア等が主体となっている地域日本語教育の一層の充実を図るため、研修会の実施、日本語教室設置運営、教材作成、関係機関の連携を推進するための協議会の開催等の4分野について、事業の企画を公募し委嘱する。
難民救援のための日本語教育事業委託費	我が国に定住を希望する条約難民に対し、通所式施設において日本語教育を実施、さらに、すでに退所したインドシナ難民及び条約難民に対するフォローアップ(日本語ボランティア団体等への支援、日本語教育相談等)を行う。
中国帰国者に対する日本語教育	中国からの帰国者に対して、日本語教材、指導参考書等の作成・配布等を通じて日本語学習支援を行っている。

◆国内の日本語教育機関数、日本語教員数、日本語学習者数の推移

■ =日本語教員数 ■ =日本語教育実施機関・施設等数
■ =日本語学習者数



国際文化交流の推進

1 日本文化の発信の推進

国際化の進展に伴い、我が国は国際的な文化交流を通じて世界の人々の相互理解を増進し、国際平和と自由な世界の実現に貢献することが求められています。また、21世紀の国際社会では、文化の魅力によって世界の国々を引きつけることのできる「文化力」(ソフトパワー)が重要になってきています。特に、海外でも評価の高い我が国のアニメ、マンガ、映画等メディア芸術を中心に海外への情報発信が求められています。

これを受け、文化庁では文化立国の実現に向けて以下のようないくつかの施策を実施しています。

1. 2007年・2008年における「国際交流年」

◆国際交流年一覧

2007年

日中文化・スポーツ交流年	2007年1月～12月
日印交流年	2007年1月～12月
日タイ修好120周年	2007年1月～12月

2008年

日インドネシア国交樹立50周年	2008年1月～12月
日伯交流年：ブラジル移住100周年	2008年1月～12月

文化、教育、スポーツ等、幅広い分野で官民を通じた交流事業を開催・実施することによって、諸外国との友好と相互理解を深めることを目的に、様々な国や地域と「国際交流年」が設定されています。

2007年及び2008年の主な「国際交流年」は左表のとおりです。

文化庁では、これらの「国際交流年」を多様な日本文化を海外に向けて総合的に紹介したり、海外の文化を広く日本に紹介する機会としてとらえ、伝統文化から現代の舞台芸術、メディア芸術まで幅広い分野の交流年事業を実施あるいは支援しています。

2. 第4回国際文化フォーラム

【実施期間：平成18年10月21日～平成18年11月28日】



国際文化フォーラムは、国際的な内外の芸術家、文化人などを招へいし、座談会、対談、講演などの形式により世界の文化芸術の最新の諸相や動向について語り合うことを目的として、平成15年度から始めた事業です。第4回となる平成18年度の国際文化フォーラムは、文化庁等が推進中の「関西元気文化圏」及び「九州・沖縄から文化力プロジェクト」の中心事業として主に関西、九州・沖縄で開催しました。開会セレブションには秋篠宮殿下のご臨席を仰いだほか、各地で展開された討論・座談会を通じて、世界に向け、文化のメッセージを力強く発信しました。第5回国際文化フォーラムは平成19年11月に開催する予定です。



第4回国際文化フォーラム開会式（京都市）

◆第4回国際文化フォーラム 行事一覧

日時	行事名	会場	参加者
H18.10.21	基調講演・鼎談「文化の多様性」	国立京都国際会館 (京都市)	アシス・ナンディ(デリー発展社会研究センター上級研究員)、リービ英雄(作家)、高階秀爾(大原美術館長)、佐渡裕(指揮者)、平野啓一郎(小説家)他
H18.10.22	座談会「平和と文化」 —文化交流を通して共生への道を探る—	西大寺興正殿 (奈良市西大寺)	平山郁夫((財)文化財保護・芸術研究助成財団理事長)、山内昌之(東京大学大学院教授)、アフマド・ジャラリ(イラン・ユネスコ常駐代表部大使)他
H18.10.24	座談会「美術と文化」 —美術館・博物館の連携と異文化交流—	九州国立博物館 (福岡県太宰府市)	高階秀爾(大原美術館長)、フランソワーズ・カシャン(フランス美術館群名誉総局長)、三輪嘉六(九州国立博物館長)他
H18.10.26	座談会「芸能と文化」 —アジアの中の琉球芸能—	国立劇場おきなわ (沖縄県浦添市)	池宮正治((財)国立劇場おきなわ運営財団常務理事)、久万田晋(沖縄県立芸術大学附属研究所助教授)、王耀華(福建師範大学副学長)他
H18.10.29	座談会「神話と文化Ⅱ」 —月と女性の神話—	いづきのみや歴史体験館 (三重県多気郡明和町)	中沢新一(多摩美術大学芸術人類学研究所長)、サイモン・ケイナー(英国:セインズベリー日本藝術文化研究所副所長)、鶴岡真弓(多摩美術大学教授)他
H18.11.5	座談会「音楽と文化」 —祈りにおける音楽—	高野山大師教会本部 (和歌山県伊都郡高野町)	徳丸吉彦(放送大学東京足立学習センター所長)、黄俊淵(ソウル大学校教授)、水野信男(兵庫教育大学名誉教授)他
H18.11.28	座談会「文学と災害」 —いかに歎き悲しみ、いかに生き直したか—	MY PLAZAホール (東京都千代田区)	阿刀田高(作家)、(社)日本ペンクラブ専務理事)、立松和平(作家)、リンダ・クリスタンティー(インドネシア:作家)他

※役職は当時

3. 文化庁文化交流使事業



桂小春團治氏による実演
(エヴェレット・コミュニティー・カレッジ／シアトル)

文化庁文化交流使事業は、芸術家、文化人等、文化に携わる方々を、一定期間「文化交流使」として指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化や、日本と外国の文化人のネットワークの形成・強化につながる活動の展開を目的とした事業です。

「文化交流使」の活動には、日本在住の芸術家や文化人が海外に一定期間滞在し、日本の文化に関する講演、講習や実演デモンストレーション等を行う「海外派遣型」、海外在住の日本文化に深い知見を持つ芸術家や文化人が、講演、講習、現地メディアへの投稿、出演等を行う「現地滞在者型」、公演

◆平成18年度文化庁文化交流使一覧

類型	氏名	プロフィール	派遣国／活動場所
海外派遣型 (9人)	寺内 直子	神戸大学教授 日本の宮廷音楽・雅楽の研究及び演奏	米国
	源田 悅夫	九州大学教授 メディア芸術・情報デザイン	中国、韓国
	川井 春香	華道家	スウェーデン、スペイン、イタリア、フランス
	勝美 巴湖※	日本舞踊家	イギリス
	桂 小春團治	落語家	米国
	豊澤 富助	人形浄瑠璃文楽	イギリス、ドイツ、スイス、イタリア
	寺井 栄※	能楽師(能楽観世流シテ方)	オーストラリア
	坂手 洋二※	劇作家・演出家	米国、フランス、ドイツ
	小林 千寿※	囲碁	オーストリア、スイス、ドイツ、フランス
現地 滞在者型 (1人)	大坪 光泉※	華道家	中国
来日芸術家型 (9組)	アドリエル・ゴメス・マンスール	ピアニスト(アルゼンチン)	大分県日出町立日出小学校
	オクトバス4	コントラバス四重奏(イタリア)	NPO楠の木学園(横浜)
	ジョン・ナカマツ	ピアニスト(米国)	新潟県立新潟盲学校 新潟県立上越養護学校
	ペーター・シュミードル	クラリネット奏者(オーストリア)	北海道立真駒内養護学校
	エミリー・バイノン	フルート奏者(オランダ)	上飯老人福祉センター
	ヴォルフガング・シュルツ	フルート奏者(オーストリア)	草津町立草津中学校
	オーブリー・メロー	舞台演出家 オーストラリア国立演劇学校校長(オーストラリア)	東京都立富士高等学校
	ツェンド・バットチョローン	モンゴル国立馬頭琴交響楽団 芸術監督・指揮者(モンゴル)	相模原市立若松小学校 板橋区立志村第四小学校
	フランツ・リスト室内管弦楽団	管弦楽(ハンガリー)	北海道立帯広養護学校

※は19年度も引き続き活動する文化交流使

等で来日する諸外国の著名な芸術家が、日本滞在期間を利用して学校等を訪問し、実演、講演等を行う「来日芸術家型」の3つの類型があります。

平成18年度は、「海外派遣型」文化交流使として9名、「現地滞在者型」文化交流使として1名、「来日芸術家型」文化交流使として9組の方々が活動しました。

また、第4回文化庁文化交流使活動報告会を平成19年3月2日に国立新美術館（東京）で開催し、平成18年度に海外で活動をした文化交流使による活動報告や、講談師の神田山陽氏ほかによる実演が行われました。



第4回文化庁文化交流使活動報告会
(神田山陽氏による発表)

4. 海外との共同制作

アニメ、マンガ、映画をはじめとするメディア芸術分野等において、我が国の芸術家・文化人と諸外国の芸術家・文化人との間で共同制作及びその企画・立案に向けた会合や人材交流事業を中長期的な観点から行うことで、我が国のコンテンツ発信の推進やコンテンツ関連人材の育成を図ります。

◆平成18年度 海外との共同制作実施事業

事業名	対象国
共同創作に向けての演劇ワークショップ	日韓
日韓若手音楽家・ミュージック&リズムス ワークショップ2006	日韓
マンガ絵本の制作・ワークショップ	日米
日中マンガ文化交流フォーラム	日中

5. 高校生国際文化交流事業

平成19年度より、次世代の国際文化交流を担う高校生の文化活動を対象に、海外において同じ分野の文化芸術に携わる高校生が一堂に会し、互いの作品や制作等にかかる意見交換や作品の共同制作を試みるワークショップ等を行う高校生国際文

化交流事業を実施します。平成19年度は高校生の和太鼓チームを韓国に派遣するほか、インドネシアや中国等に日本の高校生を派遣し、郷土芸能や美術工芸分野等において文化交流を深めます。

2 文化庁の国際文化交流・協力事業

文化庁では、文化芸術振興基本法や、それに基づき策定した政府としての基本方針を踏まえ、文化芸術の国際交流の推進及び海外の文化遺産保護への協力にかかる多様な施策を展開し、国際文化交流・協力事業を推進しています。

1. 人物交流

◆人物交流の事業

ハイレベル文化人専門家の招へい
・外国人芸術家・文化財専門家招へい事業
人材育成のための芸術家派遣・招へい
・新進芸術家海外留学制度
文化財専門家の派遣・招へい
・在外日本の古美術品に係る博物館・美術館研究協力事業
・アジア諸国文化財の保存修復等協力事業
・アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業
・文化遺産国際協力センターにおける国際協力事業（※）

※独立行政法人国立文化財機構の運営交付金において実施

文化庁では、外国の文化行政担当の高官、博物館・美術館・芸術劇場等の責任者など、ハイレベルの文化人を招へいし、我が国関係者との協議、講演等を実施しています。

また、美術・音楽等文化芸術の各分野において、我が国的新進芸術家が海外の芸術団体等で研修する機会を提供しています。

文化財分野においては、日本古美術・文化財建造物等における管理・修復技術等に関する協力のため、文化財専門家の派遣や招へい研修を実施しています。

2. 公演等による交流

「国際芸術交流支援事業
2006年日豪交流年記念
メルボルン文楽」の写真



◆公演等の事業

芸術団体等の海外公演・招へい公演等
・優れた芸術の国際交流
メディア芸術に関する国際交流
・メディア芸術海外展
・アジアにおける日本映画特集上映事業
・海外映画祭への出品等支援
・映画に関する国際交流（※）

※独立行政法人国立美術館の運営交付金において実施

国際芸術文化交流を推進するため、特に国際交流年に設定された国々との交流に関して、二国間交流事業（我が国の芸術団体の海外派遣公演、当該国の芸術団体の招へい公演）を支援しています。

また、国際交流年の設定の有無に関わらず、優れた芸術の国際交流推進のため、我が国芸術団体の海外公演の実施や海外フェスティバルへの参加を支援するとともに、日本国内で行われる海外の芸術団体との共同制作公演・国際フェスティバルの実施を支援しています。

なお、メディア芸術分野においては、優れた日本メディア芸術作品や映画作品を世界に向けて紹介するため、海外で開催されるメディア芸術祭や映画祭等への出品等に係る経費を支援するとともに、世界各国の国際映画祭への参加に伴う経費に対し、助成を行っています。

3. 日本文化の発信による交流



日本の魅力を世界に発信するため、文化に携わる我が国の専門家を文化交流使として派遣するなど諸外国との連携協力を強化し、また世界の芸術家・文化人を招へいした国際文化フォーラムの開催や、地域の文化団体や高校生の文化活動による国際交流の推進、現代日本文学の翻訳・普及事業、文化財海外交流展など、多様な施策により国際文化交流を推進しています。

◆日本文化の発信による交流事業（1）

芸術家・文化人等による文化発信

・文化庁文化交流使事業

多様な手段による日本文化の発信

・国際文化フォーラム事業

・文化芸術分野における海外との共同創作活動を通じた国際交流の推進

・高校生国際文化交流事業

上記（1）表における事業詳細については、p.53～55を参照

◆日本文化の発信による交流事業（2）

取組内容	概要
国際交流による地域文化活性化事業	国民文化祭や全国高等学校総合文化祭に海外から高校生や文化団体等を招へいするとともに、海外のフェスティバル等に文化団体等を派遣し、相互交流することで、地域文化の活性化を図る。
文化多様性の保護・促進への対応	平成17年秋のユネスコ総会にて文化多様性条約が採択されたことを受け、今までの議論を取りまとめるとともに、文化多様性条約が持つ国際法的な問題や、課題、各国の施策・取組について調査する。
日本文化の総合発信推進事業	海外での日本文化受入に関するニーズを把握するとともに、日本の文化芸術団体等の活動を調査し、これらの情報についてインターネット等を用いて英語で海外に提供するよう整備する。
現代日本文学の翻訳・普及事業	優れた現代日本文学を英語・フランス語などに翻訳し、海外へ紹介する現代日本文学の翻訳・普及事業を実施する。
海外展及び交流展等展覧会の開催	・我が国の優れた文化財を海外に紹介し、日本の歴史、文化に対する理解を深め、国際文化交流を推進するため、国宝・重要文化財を含む日本古美術展を毎年実施する。 ・我が国の国立博物館（東京、京都、奈良、九州）と、日本古美術品を所蔵している海外の博物館・美術館との間で各々が所有する日本古美術・東洋美術を中心とする交流展を相互に実施する。
文化遺産オンライン構想等の推進	我が国の多様な文化遺産に関する情報を集約化して国内外へ発信するため、博物館・美術館等におけるデジタル・アーカイブ化を促すとともに、インターネット上における文化遺産情報のポータルサイトを整備し、全国の博物館・美術館等の収蔵品をはじめとする文化遺産の情報を集約化して国内外に発信する取組を推進する。



宇部三曲連盟（中国山東省に派遣）



海外展「やきもの：日本陶磁4000年」展
(ホノルル美術館(アメリカ))

4. 文化遺産保存修復の協力



アジア・太平洋地域文化遺産保護修復集団研修
(考古遺物の拓本実習)

我が国及び世界の文化遺産は人類共通の財産であり、その保護のためには国際的な交流・協力が不可欠です。このような考えのもと、文化庁では、以下のような事業を実施しています。
(詳細についてはp.44~47を参照)

◆文化遺産保存修復の協力事業

取組内容	概要
国際社会からの要請等に基づく国際協力	各国からの要請等に応じ、現地調査や保存・修復支援のための派遣、研修のための招へいを行う。また、国際会議の開催や、文化遺産国際協力コンソーシアム運営支援を行う。
海外文化財保存修復専門家の研修等	アジア・太平洋地域の文化財保護に関する国際協力の充実を図ることを目的に、奈良県・奈良市・財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の協力の下、アジア・太平洋地域の文化財関係者を対象に研修等を実施する。
国際機関との連携推進	文化財保存修復研究国際センター(ICCROM:イクロム)と連携協力し、文化財保護に関する国際協力を推進するため、同センターに文化庁職員等を派遣する。
文化財不法輸出入の防止	(p.47を参照)
世界遺産の保護推進	世界遺産条約に基づき、我が国の遺産の推薦を推進するとともに、国際的な専門家会議へ参画する。また、世界遺産に関する最新の情報を発信し、広く文化財に対する理解の増進を図る。
独立行政法人国立文化財機構における文化遺産保護国際協力事業(※) <small>※独立行政法人国立文化財機構の運営交付金において実施</small>	独立行政法人国立文化財機構において、世界の文化遺産の保存修復に関する国際的な研究交流、保存修復事業への協力、専門家の要請などの国際協力を実施する。また、各国の文化遺産保護に関する現状及びその対策についての発表及び討論を行うため、国内外の研究者を招へいし、国際シンポジウムやセミナーを開催する。

5. 外国人等に対する日本語教育

詳細についてはp.51を参照。

6. 著作権分野での協力

◆著作権分野での協力事業

海外における著作権制度整備支援
・アジア地域著作権制度普及促進事業
・コンテンツの保護と発信の支援 (海賊版対策事業)

国際機関と協力して、途上国の著作権制度整備支援を目的とした研修等を実施しています。その他、アジア等の著作権担当行政官を招へいした海賊版対策シンポジウムの開催等を実施しています。

文化行政の情報化の推進

1. 文化庁ホームページ

<http://www.bunka.go.jp/>

文化庁に関する情報の提供のほか、国指定文化財の情報公開を行うとともに、国立の文化施設等とリンクさせ、それらの紹介を行っています。

また、『子ども文化教室』
(<http://www.bunka.go.jp/kids/index.html>)では、文化に対する子どもたちの理解、活動の支援のため、文化財や芸術文化に関する情報を提供しています。



2. メディア芸術プラザ

<http://plaza.bunka.go.jp/>

メディア芸術プラザにおいて、コンピュータ・グラフィックスをはじめとする新しいメディア芸術の創造活動に役立つ各種の情報や素材の提供、優れたメディア芸術作品の紹介、作品発表の場の提供などを行っています。



3. 文化デジタルライブラリー

<http://www2.ntj.jac.go.jp/dplib/>

インターネットを通じて舞台芸術の魅力を紹介する教育用コンテンツを学校などの教育機関をはじめとして広く一般に公開しています。また、国立劇場各館の自主公演に係る上演記録や錦絵、番付等の収蔵資料に関する情報をデータベース化して公開しています。この事業は、平成12年度から独立行政法人日本芸術文化振興会が中心となって進めています。



4. 国語施策情報システム

<http://www.bunka.go.jp/kokugo/>

国語施策の充実を図り、国民の関心や必要にこたえるとともに、国語に対する認識を深めることを目的として、漢字や仮名遣いなどの国語表記の基準をはじめ、現在に至る審議会などでの検討・審議など、国語施策に関する情報を、平成14年5月からインターネットを通じて提供しています。



5. 文化遺産オンライン構想

<http://www.bunka.nii.ac.jp/>

文化庁では、総務省と連携を図り、ブロードバンドを通じて国や地方の有形・無形の文化遺産に関する情報を積極的に公開する「文化遺産オンライン構想」を推進しています。

文化遺産オンラインとは、国や地方の有形・無形の文化遺産に関する情報を総覧することなどを目的とした、インターネット上における文化遺産のポータルサイトです。

我が国の良質で多様な文化遺産に関する情報を集約化して国内外へ発信することを目指して、国内の美術館・博物館や地方公共団体等の協力を得ながら、現在取組を進めています。



アイヌ文化の振興

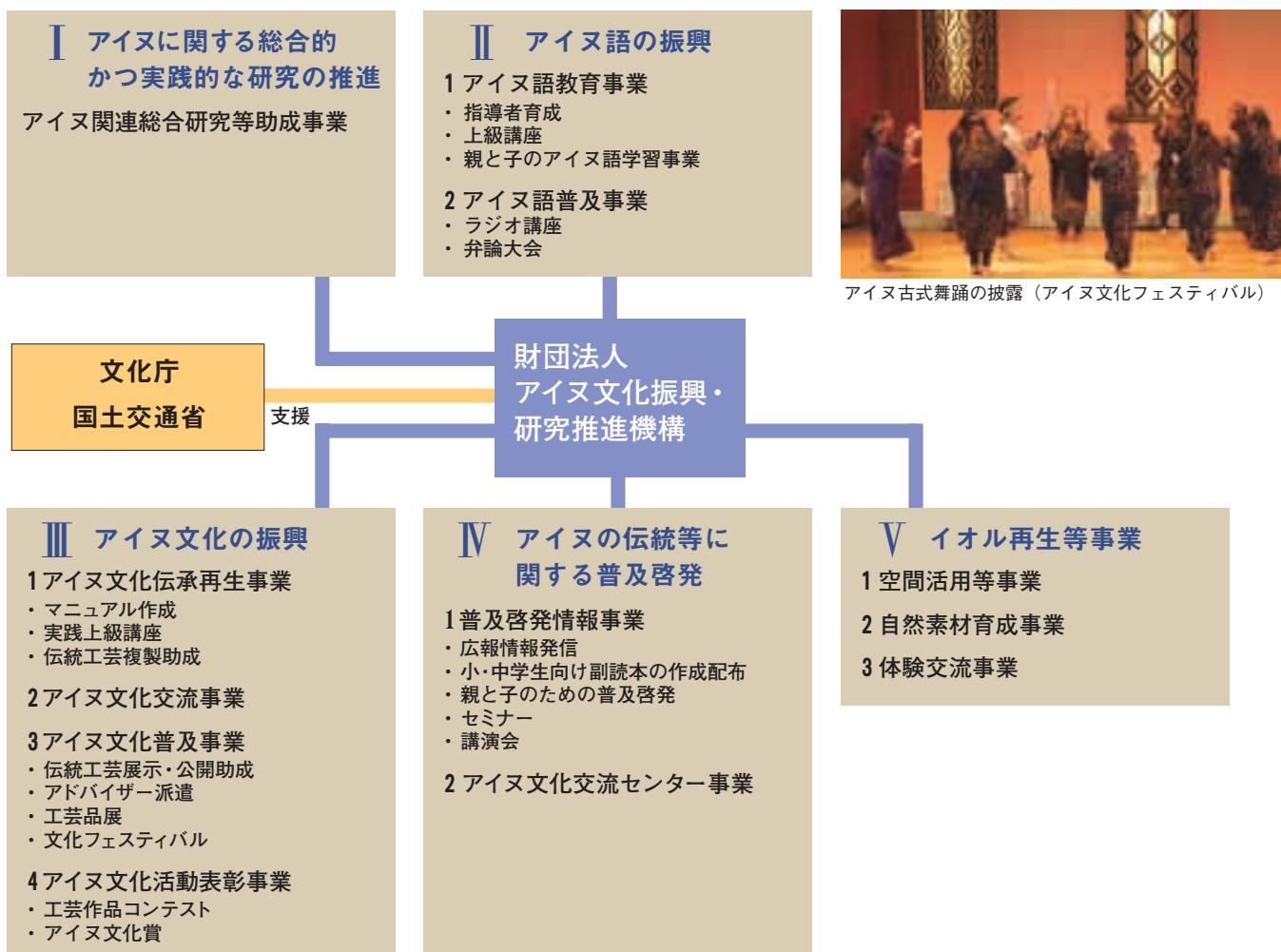
文化庁では、従来から、文化財保護の観点によるアイヌ関係の文化財の指定等を行い、北海道教育委員会が行う事業への支援を行ってきました。

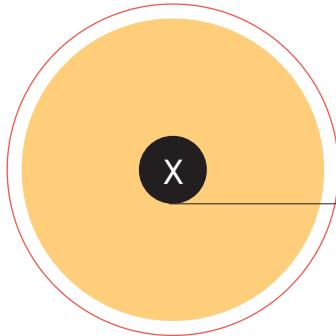
平成9年5月、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等が置かれている状況を考慮し、アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び

啓発に関する法律」が成立しました。

また、アイヌ文化の振興等を目的に設立され、本法の規定に基づく業務を行うものとして国が指定した「アイヌ文化振興・研究推進機構」の行う、アイヌに関する研究等への助成、アイヌ語の普及及びアイヌ文化の復元、再生、伝承、普及、国内外との交流の促進、優れたアイヌ文化活動の表彰・顕彰、アイヌに関する情報の収集・提供、文化交流などからなる事業についての支援を通じてアイヌ文化の振興等を図っています。

◆ 事業体系図（平成18年度事業）





宗教法人と宗務行政

1 宗教法人制度の概要

◆宗教法人数

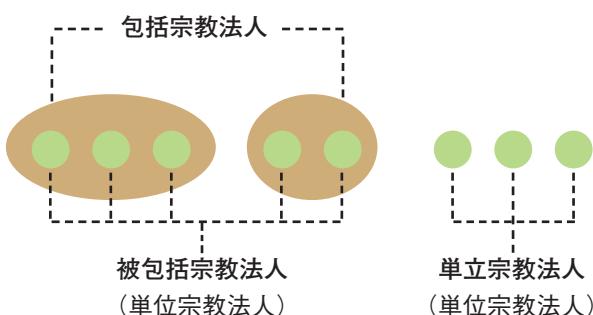
所轄	区分 系統	包括 宗教法人		合計
		単位 宗教法人	合計	
文部科学大臣	神道系	130	85	215
	仏教系	157	253	410
	キリスト教系	59	237	296
	諸教	31	74	105
	計	377	649	1,026
都道府県知事	神道系	7	85,343	85,350
	仏教系	11	77,501	77,512
	キリスト教系	8	4,038	4,046
	諸教	1	15,265	15,266
	計	27	182,147	182,174
合計		404	182,796	183,200

(平成17年12月31日現在)

※文部科学大臣所轄：複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人および当該法人を包括する宗教法人

都道府県知事所轄：一つの都道府県内のみに境内建物を有する宗教法人

◆宗教法人の種類

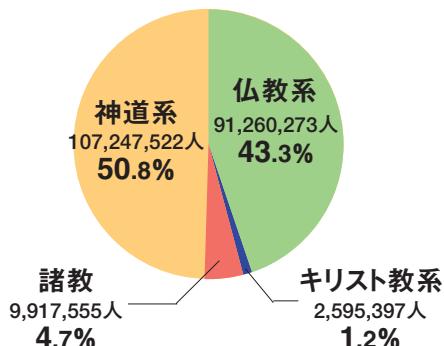


我が国には、大小さまざまな神社、寺院、教会等の宗教団体や、それらを包括する教派、宗派、教団といった宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万3千の宗教団体が、宗教法人法に基づく宗教法人になっています。

宗教法人制度は、憲法で保障された信教の自由と政教分離の原則に基づき、宗教団体の自由で自主的な活動を保障するため、法人格を付与することで財産や団体組織の管理の基礎を確保することを目的としています。

◆系統別信者数

(平成17年12月31日現在)



※信者の把握の基準は宗教団体により異なる。

●包括宗教法人

単位宗教法人を包括する教派、宗派、教団等

●単立宗教法人

礼拝の施設を備える神社、寺院、教会等

- ・被包括宗教法人：

他の宗教法人に包括される法人

- ・単立宗教法人：

他の宗教法人に包括されない法人

2 宗務行政の推進

宗教法人制度の適正な運用と、宗教法人の適正な管理運営を確保するため、文化庁では以下のようないくつかの事務を行っています。

1. 宗教法人の認証業務

宗教法人の設立、規則の変更、合併、任意解散の認証など、宗教法人法に定められた所轄庁としての事務を行っています。

2. 宗教法人の管理運営の指導等

都道府県の宗務行政に対する指導・助言、都道府県事務担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会等の実施、手引書やビデオの作成などを行っています。

また、事務所備付け書類の写しの提出についても、周知の徹底に努めています。

さらに、いわゆる「不活動宗教法人」について、合併や解散等による不活動状態の解消を進めています。



宗教法人指導者講習会

3. 宗教関係資料の収集

宗教に関する統計資料の収集や、宗教年鑑の作成などを行っています。



宗教年鑑等

4. 宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上の特性等に配慮するため、文部科学大臣の諮問機関として、宗教法人審議会が設置されています。

国立文化施設等

1. 国立劇場

<http://www.ntj.jac.go.jp/>

国立劇場本館・演芸資料館

我が国古来の伝統芸能の保存・振興を目的として、つとめて古典伝承のままの姿で公開しています。また、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。



〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1
TEL03-3265-7411

平成19年度の公演予定

歌舞伎	4公演	94回
文楽	4公演	132回
舞踊	4公演	7回
邦楽	4公演	6回
雅楽	2公演	2回
声明	1公演	1回
民俗芸能	3公演	7回
大衆芸能	59公演	286回
特別企画	2公演	3回
青少年等を対象とした歌舞伎	3公演	107回
青少年等を対象とした文楽	1公演	24回

地下鉄半蔵門線「半蔵門」駅
①出口より徒歩5分
地下鉄有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」駅②④出口
より徒歩10分

【大劇場】	1,610席
【小劇場】	590席
【演芸資料館】	300席
【伝統芸能情報館】	



国立能楽堂

能楽の普及と新しい観客層の開拓を目的として、能と狂言の公演を行っています。また、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。



〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1
TEL03-3423-1331

平成19年度の公演予定

定例公演	24公演	24回
普及公演	13公演	13回
企画公演	13公演	15回
青少年等を対象とした能楽	1公演	10回

【能舞台】	627席
-------	------

JR中央・総武線「千駄ヶ谷」駅
下車、徒歩5分 地下鉄大江戸線「国立競技場」駅A4出口より徒歩5分



国立文楽劇場

人形浄瑠璃文楽を中心に、上方芸能を保存・継承し発展させることを目的として、公演を行っています。また、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。



【文楽劇場】 753席

【小ホール】 159席

平成19年度の公演予定

文楽	4公演	189回
舞踊	1公演	2回
邦楽	1公演	1回
大衆芸能	8公演	26回
青少年等を対象とした文楽		
1公演	32回	
特別企画	2公演	2回



地下鉄堺筋線・千日前線・近鉄線
「日本橋」駅 ⑦出口より徒歩1分

〒542-0073 大阪市中央区日本橋1-12-10
TEL 06-6212-2531

国立劇場おきなわ <http://www.nt-okinawa.or.jp/>

伝統文化を通じたアジア・太平洋地域との交流の拠点となることを目的として、組踊を中心とする沖縄伝統芸能の公開、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。



【大劇場】 632席

【小劇場】 255席

平成19年度の公演予定

定期公演	22公演	25回
企画公演	7公演	13回
研究公演	1公演	1回

〒901-2122
沖縄県浦添市勢理客 4-14-1
TEL 098-871-3311



バス利用の場合 勢理客(じっちゃく)
バス停下車 徒歩10分 タクシー利用の場合 那霸空港から約30分

新国立劇場 <http://www.nntt.jac.go.jp/>

現代舞台芸術の振興普及を図るため、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇等の公演を行うとともに、現代舞台芸術の実演家等の研修や、調査研究、資料収集等を行っています。



【オペラ劇場】	1,814席
【中劇場】	1,038席
【小劇場】	468席
【舞台美術センター】	

平成19年度の公演予定

オペラ	10公演	50回
バレエ	5公演	26回
現代舞踊	5公演	21回
演劇	8公演	117回
青少年等を対象としたオペラ		
2公演	12回	



京王新線(都営新宿線乗入)「初台」駅
(中央口)より徒歩1分 オ車(約860台
収容の駐車場あり) 山手通り、甲州街道
交差点。首都高速4号線新宿ランプすぐ

〒151-0071 東京都渋谷区本町1-1-1
TEL 03-5351-3011

2. 国立美術館

<http://www.momat.go.jp/AINMoA/>東京国立近代美術館 <http://www.momat.go.jp/>

昭和27年我が国初の国立美術館として開館。近・現代美術に関する作品、映画フィルムその他の資料を収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。

本館のほか、工芸館（昭和52年開館）、フィルムセンター（昭和45年開館）及びフィルムセンター相模原分館（昭和61年開館）を設置しています。

(本館・工芸館)

開館時間	10:00～17:00（入館は16:30まで）
夜間開館	10:00～20:00（入館は19:30まで）
本館のみ、毎週金曜日実施	
休館日	毎週月曜日（月曜日が休日にあたる場合はその翌日）
展示替期間	年末年始 (本館：平成19年12月25日～平成20年1月1日) 工芸館：平成19年12月29日～平成20年1月1日)
入館者数	998千人 (平成18年度 フィルムセンター含む)
収蔵品	日本画・洋画 1,879点 水彩・素描・版画 2,472点 彫 刻 404点 写 真 1,581点 工芸（デザイン含む） 2,574点 その他 3,173点 計 12,083点 (平成18年度末)

本館

〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
TEL 03-3214-2561

工芸館

〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園1-1
TEL 03-3211-7781

フィルムセンター

〒104-0031 東京都中央区京橋3-7-6
TEL 03-3561-0823

フィルムセンター相模原分館

〒229-0021 神奈川県相模原市高根3-1-4
TEL 042-758-0128



美術館本館



工芸館

(フィルムセンター)

上映開館時間 大ホール／火～金 15:00、19:00
土日祝 13:00、16:00

開館時間 展示室／火～日 11:00～18:30
(入館は18:00まで)

休館日 毎週月曜日 上映準備期間 年末年始
(平成19年12月28日～平成20年1月4日)

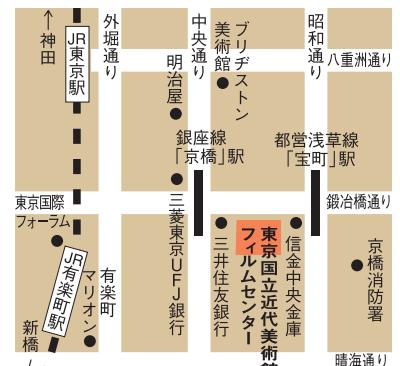
収蔵品 映画フィルム 48,475本
(平成18年度末)



フィルムセンター



地下鉄東西線「竹橋」駅下車、1b出口より
(本館) 徒歩3分、(工芸館) 徒歩10分



地下鉄銀座線「京橋」駅下車、出口1徒歩1分
都営浅草線「宝町」駅下車、出口A4徒歩1分
JR「東京」駅下車、八重洲南口徒歩10分

京都国立近代美術館 <http://www.momak.go.jp/>

国立近代美術館京都分館として昭和38年発足、42年に独立して京都国立近代美術館となり、その後、61年10月新館を開館。

近代美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。



開館時間 9:30～17:00（入館は16:30まで）
夜間開館 9:30～20:00（入館は19:30まで）

4月27日～9月14日の金曜日、8月16日（木）

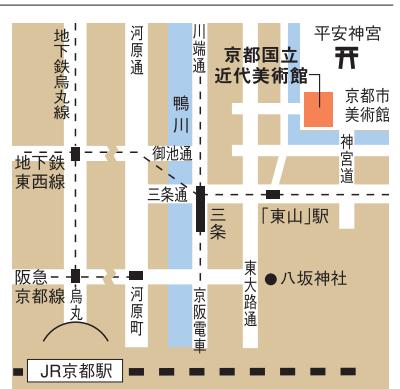
休館日 (ただし、企画展期間中のみ実施)
毎週月曜日（月曜日が休日にあたる場合はその翌日）

入館者数 年末年始（12月25日～1月4日）
724千人（平成18年度）

収蔵品 日本画・洋画 1,359点
水彩・素描・版画 2,821点
彫 刻 98点
写 真 1,693点
工芸（デザイン含む） 2,050点
その他 607点

計 8,628点（平成18年度末）

〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町（岡崎公園内）TEL 075-761-4111



地下鉄東西線「東山」駅下車 徒歩5分

国立西洋美術館 <http://www.nmwa.go.jp/>

松方コレクションの返還を機に昭和34年4月設置、6月開館、54年11月新館を、平成9年12月に企画展示館を増築しました。

フランス政府から寄贈返還された松方コレクション及びその他の西洋美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。



開館時間 春の企画展開催日から秋の企画展終了日までの期間9:30~17:30（入館は17:00まで）上記以外の期間 9:30~17:00（入館は16:30まで）

夜間開館 毎週金曜日

9:30~20:00（入館は19:30まで）

休館日 每週月曜日（月曜日が休日にあたる場合はその翌日）

年末年始（12月28日~1月1日）

入館者数 612千人（平成18年度）

収蔵品 洋画 368点

水彩・素描・版画 3,853点

彫 刻 101点

工芸（デザイン含む） 10点

その他 166点

計 4,498点（平成18年度末）

〒110-0007 東京都台東区上野公園7-7

TEL 03-3828-5131



JR「上野」駅下車、徒歩1分
京成「京成上野」駅下車、徒歩7分
地下鉄銀座線、日比谷線「上野」駅下車、徒歩8分

国立国際美術館 <http://www.nmao.go.jp/>



昭和45年に開催された日本万国博覧会の万国美術館を活用して、52年に発足。平成16年11月大阪の都心・中之島に新築移転しました。日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。

開館時間 10:00~17:00（入館は16:30まで）

夜間開館 毎週金曜日10:00~19:00（入館は18:30まで）

休館日 每週月曜日（月曜日が休日にあたる場合はその翌日）

年末年始（12月28日~1月4日）

入館者数 515千人（平成18年度）

収蔵品 日本画・洋画 545点

水彩・素描・版画 2,860点

彫 刻 257点

写 真 557点

工芸（デザイン含む） 984点

その他 550点

計 5,753点（平成18年度末）



地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅下車、徒歩約10分 地下鉄御堂筋線・京阪「淀屋橋」駅下車、徒歩約15分 JR大阪環状線・阪神「福島」駅、JR東西線「新福島」駅下車、徒歩約10分

〒530-0005
大阪市北区中之島4-2-55
TEL 06-6447-4680

国立新美術館 <http://www.nact.jp/>



東京・六本木に国内最大級の展示スペース1万4千m²を有する5番目の国立美術館として、平成18年7月に設置され、平成19年1月に開館しました。

特定の収蔵品を持たず、全国的な活動を行う美術団体等への展覧会会場の提供、新しい美術の動向に焦点をあてた自主企画展や新聞社等との共催による展覧会の開催を行うとともに、展覧会カタログを中心とした美術に関する情報や資料の収集・公開・提供、幅広い層を対象とした教育普及活動及び調査研究を行っています。

〒106-8558
東京都港区六本木7-22-2
TEL 03-6812-9900

開館時間 企画展 10:00~18:00（入館は17:30まで）
※会期中毎週金曜日は20:00まで（入館は19:30まで）
公募展（平成19年4月から開始）10:00~18:00
休館日 每週火曜日（火曜日が休日にあたる場合はその翌日）
年末年始（平成19年12月25日~平成20年1月8日）
入館者数 499千人（平成18年度）



地下鉄千代田線「乃木坂」駅下車、6出口美術館直結 地下鉄日比谷線「六本木」駅下車、4a出口徒歩5分
都営大江戸線「六本木」駅下車、7出口徒歩4分

3. 国立文化財機構

東京国立博物館 <http://www.tnm.jp/>

明治5年に東京の湯島大聖堂において開催された博覧会を契機に我が国最初の博物館が発足し、明治22年帝国博物館となり、昭和27年東京国立博物館と改称しました。

我が国の総合的な博物館として、日本を中心に広く東洋諸地域にわたる美術及び考古資料等の有形文化財を収集・保管して公衆の観覧に供するとともに、美術に関する図書・拓本・写真等の資料を収集して研究者に公開し、あわせてこれらに関する調査研究及び教育普及事業等を行っています。



〒110-8712 東京都台東区上野公園13番9号
TEL 03-3822-1111

開館時間	9:30～17:00（入館は16:30まで） 4月～12月の特別展開催期間中の毎週金曜日は20:00まで開館（入館は19:30まで） 4月～9月の土曜、日曜、祝日、振替休日は18:00まで開館（入館は17:30まで）
休館日	月曜日（ただし月曜日が祝日または振替休日の場合は開館し、翌火曜日に休館）、年末年始（12月28日～1月1日） ※ゴールデンウィーク期間とお盆期間中（8月13日～8月15日）は、原則として無休
入館者数	1,414千人（平成18年度）
収蔵品	絵画 11,498件 書籍・典籍・古文書 22,973件 彫刻 1,236件 考古 28,594件 工芸 30,311件 東洋美術・考古 18,226件 その他 1,596件 計 114,434件（平成18年度末）



JR「上野」駅下車、徒歩15分
京成「京成上野」駅下車、徒歩15分 地下鉄銀座線・日比谷線「上野」駅下車、徒歩14分

京都国立博物館 <http://www.kyohaku.go.jp/>

明治22年京都に帝国博物館を設置することが決定され、明治30年に開館、大正13年皇太子殿下御成婚記念として京都市に下賜され恩賜京都博物館と改称、その後昭和27年に再び京都市から国に移管され現在の京都国立博物館と改称しました。

古都京都の優れた古器宝物を中心に、京都及び近傍社寺等の美術全般を収集・保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関する調査研究及び事業を行っています。国宝や重要文化財の修理、保存処理及び模写等を行うため、文化財保存修理所を設置しています。



〒605-0931 京都市東山区茶屋町527
TEL 075-541-1151

開館時間	9:30～17:00（入館は16:30まで）
夜間開館	特別展開催期間中（毎週金曜日を除く）は18:00まで開館（入館は17:30まで） 特別展開催期間中の毎週金曜日は20:00まで開館（入館は19:30まで）
休館日	月曜日（ただし月曜日が祝日または振替休日の場合は開館し、翌火曜日に休館）、年末年始
入館者数	557千人（平成18年度）
収蔵品	絵画 3,904件 書籍・典籍・古文書 2,577件 彫刻 382件 考古 1,137件 工芸 4,451件 その他 53件 計 12,504件（平成18年度末）



京阪電鉄「七条」駅下車、東へ徒歩7分 JR、近鉄「京都」駅下車、駅前市バスD2バスのりばから206・208号系統にて「博物館・三十三間堂」下車、徒歩1分

奈良国立博物館 <http://www.narahaku.go.jp/>

明治22年奈良に帝国博物館を設置することが決定され、明治28年に開館、昭和27年に現在の奈良国立博物館と改称しました。

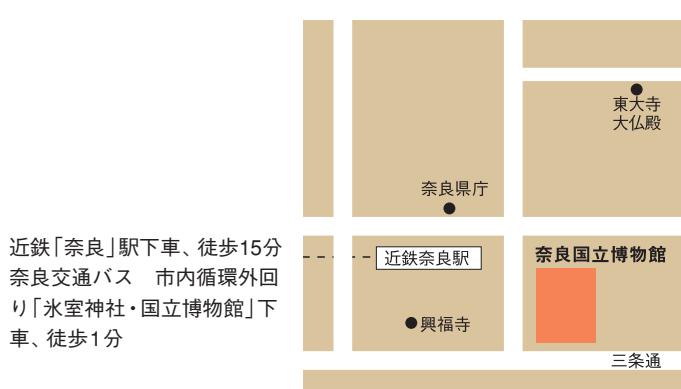
仏教美術を中心とした文化財について収集・保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関する調査研究等を行っています。そのほか、文化財の修理、保存処理及び模写等を行うため、文化財保存修理所を設置しています。展覧事業としては、仏教美術をテーマとする平常展のほか、特別展、正倉院展、特別陳列等を開催しています。



〒630-8213 奈良市登大路町50番地

TEL 0742-22-7771

開館時間	9:30～17:00（入館は16:30まで） 4月最終から10月最終までの毎週金曜日、 1月第2月曜日の前日、2月3日、3月12日、8月15日、 12月17日は19:00まで開館（入館は18:30まで）
休館日	月曜日（ただし月曜日が祝日または振替休日の場合は開館し、翌火曜日に休館）、年末年始（12月28日～1月1日）
入館者数	478千人（平成18年度）
収蔵品	絵画 858件 書籍・典籍・古文書 467件 彫刻 507件 考古 944件 工芸 859件 その他 112件 計 3,747件（平成18年度末）



九州国立博物館 <http://www.kyuhaku.com/pr/>

平成17年10月16日開館。

「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」博物館として、旧石器時代から近世末期（開国）までの日本文化の形成について、アジア諸地域との「交流」という視点から、文化財の収集・展示・調査研究等を行っています。



〒818-0118 福岡県太宰府市石坂4-7-2

TEL 092-918-2807

開館時間	9:30～17:00（入館は16:30まで）
休館日	月曜日（ただし月曜日が祝日または振替休日の場合は開館し、翌火曜日に休館）
入館者数	1,193千人（平成18年度）
収蔵品	絵画 274件 書籍・典籍・古文書 254件 彫刻 66件 考古 212件 工芸 861件 その他 119件 計 1,786件（平成18年度末）



車 九州自動車道利用

太宰府インターから太宰府天満宮方面へ（約15分）

鉄道 西鉄利用：福岡（天神）駅から二日市駅で太宰府線に乗り換え、太宰府駅下車（20分）、徒歩（10分）

JR利用：博多駅から鹿児島本線で二日市駅下車（15分）、タクシー（15分）

東京文化財研究所 <http://www.tobunken.go.jp/>



<http://www.tobunken.go.jp/>

日本・東洋の美術、芸能分野を中心
に調査研究及び文化財の保存に関する
科学的な調査及び修復材料、技術の開発に関する研究をしています。

JR「上野」駅、「鶯谷」駅下車、徒歩10分
地下鉄銀座線・日比谷線「上野」駅下車、
徒歩15分 京成「京成上野」駅下車、
徒歩20分 地下鉄千代田線「根津」駅
下車、徒歩15分



〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43
TEL 03-3823-2241

奈良文化財研究所 <http://www.nabunken.go.jp/>



<http://www.nabunken.go.jp/>

歴史、美術、建造物の実物に即し
た調査研究及び平城宮跡、飛鳥・藤
原宮跡の発掘調査をしています。

近鉄「大和西大寺」駅下車、徒歩10分



〒630-8577 奈良県奈良市二条町2-9-1
TEL 0742-34-3931

4. 国立国語研究所

国立国語研究所

<http://www.kokken.go.jp/>



国語及び国民の言語生活並びに
外国人に対する日本語教育に関する
科学的調査研究をしています。

多摩都市モノレール「高松」駅下車、徒歩
5分 立川バス 立川駅北口2番のりば
より、「立川17」、「立川17-3」系統(「大山
団地折返場」方面行き)で「自治大学校・
国立国語研究所」下車、徒歩2分



〒190-8561 東京都立川市緑町10-2
TEL 042-540-4300



平成19年度 我が国の文化行政

発行日 平成19年7月 第1刷発行

監修・発行 文化庁長官官房政策課

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2丁目5番1号

電話 03-5253-4111 (代)

<http://www.bunka.go.jp/>



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

www.bunka.go.jp/jiyuriyo

平成20年1月から住所は、
〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

